

事 業 概 要

(令和6年度資料編)

名 古 屋 市 環 境 局

目 次

表1……部門別温室効果ガス排出量	1
表2……温室効果ガスの種類別排出量	1
表3……環境保全・省エネルギー設備資金融資年度別件数・融資額	2
表4……大気汚染常時監視結果（環境基準の達成状況）	3
表5……大気汚染常時監視結果（環境目標値の達成状況）	4
表6……有害大気汚染物質年度別調査結果	5
表7……公共用水域の環境基準の達成状況	6
表8……公共用水域の環境目標値の達成状況	7
表9……水質環境測定結果	8
表10……地下水の水質常時監視結果	9
表11……水質環境目標値市民モニタリング調査結果	16
表12……ダイオキシン類環境調査結果	17
図1……地盤沈下の状況	19
表13……自動車騒音調査結果（環境基準の面的評価）	20
表14……自動車騒音調査結果（要請限度）	23
表15……航空機騒音調査結果（県営名古屋空港）	25
表16……新幹線鉄道騒音・振動定期監視結果	26
表17……集団資源回収登録団体数及び回収実績	28
表18……リサイクルステーション回収実績	28
表19……ごみ処理量（収集・搬入量）の推移	29
表20……資源収集量の推移	30
表21……ごみ処理量（ごみ処理区分別）等の推移	31
表22……直近5年間のごみ処理実績（その1）	32
表23……直近5年間のごみ処理実績（その2）	33
表24……直近5年間のごみ処理実績（その3）	34
表25……区別ごみ収集・資源収集実績	35
表26……直近5年間のし尿・浄化槽汚泥処理実績	36
図2……可燃ごみ組成分析結果	37

図3……可燃ごみ性状の推移	37
図4……家庭系可燃ごみ組成分析結果	38
図5……家庭系可燃ごみ性状の推移	38
図6……家庭系不燃ごみ組成分析結果	39
図7……家庭系不燃ごみ性状の推移	39
表27……猪子石工場規制物質等測定結果	40
表28……富田工場規制物質等測定結果	41
表29……五条川工場規制物質等測定結果	42
表30……鳴海工場規制物質等測定結果	43
表31……北名古屋工場規制物質等測定結果	43
表32……愛岐処分場規制物質等測定結果	44
表33……第二処分場規制物質等測定結果	45
表34……守山南部処分場規制物質等測定結果	46
表35……船見処分場規制物質等測定結果	47
表36……大清水処分場規制物質等測定結果	48
表37……第一処分場規制物質等測定結果	49
表38……廃棄物処理手数料実績の推移	50
表39……産業廃棄物処理業者	51
表40……自動車リサイクル法登録・許可業者	51
表41……市内で発生した産業廃棄物の処理状況	52
表42……市内の産業廃棄物処分業者の取扱実績	53
表43……産業廃棄物処理施設の設置状況及び処理能力	54
令和6年度一般廃棄物処理実施計画	55
名古屋市の人口	74

表 1 部門別温室効果ガス排出量

(単位: 万トン-CO₂)

部 門		平成 25 年度 (基準年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 3 年度 増減率	
					基準年度比	前年度比
C O 2	産 業	326	230	267	△17.9%	+16.1%
	運 輸	444	328	337	△24.2%	+2.5%
	業務その他	394	309	331	△15.9%	+7.4%
	家 庭	335	280	295	△11.8%	+5.6%
	エネルギー転換	15	11	10	△32.1%	△4.5%
	廃棄物	29	31	30	+6.0%	△2.1%
	CO ₂ 小計	1,542	1,189	1,271	△17.6%	+6.9%
CO ₂ 以外の温室効果ガス		57	67	70	+22.8%	+4.1%
温室効果ガス合計		1,599	1,256	1,341	△16.1%	+6.8%

表 2 温室効果ガスの種類別排出量

(単位: 万トン-CO₂)

	平成 25 年度 (基準年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 3 年度増減率	
				基準年度比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	1,542	1,189	1,271	△17.6%	+6.9%
メタン(CH ₄)	2	2	2	△18.6%	+0.4%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9	8	8	△11.6%	△4.6%
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	38	51	54	+44.4%	+6.2%
パーフルオロカーボン類(PFCs)	4	3	3	△17.6%	△6.9%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	3	2	2	△19.0%	+3.5%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	2	0	0	△76.1%	+34.9%
温室効果ガス合計	1,599	1,256	1,341	△16.1%	+6.8%

注1: 温室効果ガスとは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類である。また、排出量は各温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値で記載している。

注2: 単位未満四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

*注釈は、表1・表2共通です。

表3 環境保全・省エネルギー設備資金融資年度別件数・融資額

年度 環境対策	1		2		3		4		5	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
ばい煙・粉じん					2	51,400				
水質汚濁										
騒音・振動										
地盤沈下										
悪臭										
移転対策										
低公害車等	2	9,600	5	37,700	8	33,800	4	43,900	2	8,200
オゾン層保護										
地球温暖化			1	1,000						
産業廃棄物										
緑化										
アスベスト										
雨水浸透施設										
総 数	2	9,600	6	38,700	10	85,200	4	43,900	2	8,200

表4 令和5年度 大気汚染常時監視結果（環境基準の達成状況）

項 目 名 測定局名		二酸化硫黄(SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			一酸化炭素(CO)				浮遊粒子状物質 (SPM)				光化学オキシダント(O ₃) 昼間(5時～20時)			微小粒子状物質 (PM _{2.5})			
		環境基準 (0.04ppm以下)			年 平 均 値	環境基準 (0.06ppm以下)		年 平 均 値	環境基準 (10ppm以下)			年 平 均 値	環境基準 (0.10mg/㎥以下)			年 平 均 値	環境基準 (0.06ppm以下)		年 平 均 値	環境基準 (35μg/㎥以下) (15μg/㎥以下)		
		達成 状況	日平均値の 2%除外値	2日以上 連続超過		達成 状況	日平均値の 98%値		達成 状況	日平均値の 2%除外値	2日以上 連続超過		達成 状況	日平均値の 2%除外値	2日以上 連続超過		達成 状況	1時間値 の最高値		達成 状況	日平均値の 98パーセン タイル値	年平均値
		適○ 否×	(ppm)	有 無	(ppm)	適○ 否×	(ppm)	(ppm)	適○ 否×	(ppm)	有 無	(ppm)	適○ 否×	(mg/㎥)	有 無	(mg/㎥)	適○ 否×	(ppm)	(ppm)	適○ 否×	(μg/㎥)	(μg/㎥)
		適○ 否×	(ppm)	有 無	(ppm)	適○ 否×	(ppm)	(ppm)	適○ 否×	(ppm)	有 無	(ppm)	適○ 否×	(mg/㎥)	有 無	(mg/㎥)	適○ 否×	(ppm)	(ppm)	適○ 否×	(μg/㎥)	(μg/㎥)
一般環境大気測定局	国 設 名 古 屋 大 気 環 境 測 定 所	—	【0.002】	【無】	【0.000】	○	0.023	0.008	○	0.4	無	0.2	○	0.025	無	0.011	×	0.113	0.036	○	21.9	9.1
	城 北 つばさ 高 校	○	0.001	無	0.000	○	0.025	0.011	—	—	—	—	○	0.034	無	0.014	×	0.114	0.033	○	19.0	8.3
	名 楽 町	—	—	—	—	○	0.025	0.010	—	—	—	—	○	0.036	無	0.015	×	0.112	0.032	○	18.1	7.6
	滝 川 小 学 校	—	—	—	—	○	0.025	0.009	—	—	—	—	○	0.033	無	0.014	×	0.112	0.034	○	20.5	8.7
	八 幡 中 学 校	○	0.002	無	0.001	○	0.026	0.011	—	—	—	—	○	0.035	無	0.015	×	0.112	0.033	○	24.7	11.3
	富 田 支 所	—	—	—	—	○	0.023	0.010	—	—	—	—	○	0.036	無	0.014	×	0.116	0.032	○	20.3	8.4
	惟 信 高 校	—	—	—	—	○	0.025	0.010	—	—	—	—	○	0.034	無	0.013	×	0.111	0.031	○	20.0	8.5
	白 水 小 学 校	○	0.003	無	0.001	○	0.030	0.013	—	—	—	—	○	0.038	無	0.016	×	0.105	0.032	○	23.5	9.7
	守山保健センター	—	—	—	—	○	0.023	0.009	—	—	—	—	○	0.025	無	0.011	×	0.119	0.034	○	19.8	8.4
	大 高 北 小 学 校	—	—	—	—	○	0.027	0.010	—	—	—	—	○	0.037	無	0.016	×	0.112	0.033	○	21.0	8.6
	天白保健センター	—	—	—	—	○	0.024	0.009	—	—	—	—	○	0.033	無	0.013	×	0.110	0.033	○	19.7	8.1
	一 般 局 平 均	達成 3/3	—	—	0.001	達成 11/11	—	0.010	達成 1/1	—	—	0.2	達成 11/11	—	—	0.014	達成 0/11	—	0.033	達成 11/11	—	8.8
自動車排出ガス測定局	上 下 水 道 局 北 営 業 所	—	—	—	—	○	0.028	0.013	—	—	—	—	○	0.033	無	0.013	—	—	—	○	21.2	8.8
	名 塚 中 学 校	—	—	—	—	○	0.024	0.010	—	—	—	—	○	0.035	無	0.017	×	0.122	0.033	○	20.4	8.8
	若 宮 大 通 公 園	○	0.003	無	0.001	○	0.029	0.014	—	—	—	—	○	0.034	無	0.014	×	0.105	0.030	○	20.3	8.7
	熱 田 神 宮 公 園	—	—	—	—	○	0.028	0.012	—	—	—	—	○	0.027	無	0.011	—	—	—	○	20.0	8.1
	港 陽	—	—	—	—	○	0.028	0.013	—	—	—	—	○	0.038	無	0.016	×	0.100	0.031	○	23.7	10.4
	千 竜	—	—	—	—	○	0.028	0.012	—	—	—	—	○	0.035	無	0.015	—	—	—	○	25.3	11.1
	元 塩 公 園	—	—	—	—	○	0.037	0.018	○	0.6	無	0.3	○	0.028	無	0.012	—	—	—	○	25.9	11.1
自 排 局 平 均	達成 1/1	—	—	0.001	達成 7/7	—	0.013	達成 1/1	—	—	0.3	達成 7/7	—	—	0.014	達成 0/3	—	0.031	達成 7/7	—	9.6	
全 測 定 局 平 均		達成 4/4	—	—	0.001	達成 18/18	—	0.011	達成 2/2	—	—	0.3	達成 18/18	—	—	0.014	達成 0/14	—	0.033	達成 18/18	—	9.1

注1：環境基準の達成状況は、光化学オキシダントについては短期的評価、その他の項目については長期的評価により評価したものである。

注2：環境基準（ ）内の数値は、達成状況の評価するための値である。

注3：「国設名古屋大気環境測定所」の二酸化硫黄については、年間測定時間が6,000時間未満で有効測定局ではないため【 】としている。また、一般局平均及び全測定局平均の対象とはしていない。

表5 令和5年度 大気汚染常時監視結果（環境目標値の達成状況）

項 目 名 測定局名		市民の健康の保護に係る目標値													快適な生活環境の確保に係る目標値	
		二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (S P M)				光化学オキシダント (O x) 昼間 (5 時～ 2 0 時)			微小粒子状物質 (PM2. 5)			浮遊粒子状物質 (S P M)	
		環境目標値 (0. 04ppm以下)		年 平 均 値	環境目標値 (0. 10mg/ m ³ 以下)			年 平 均 値	環境目標値 (0. 06ppm以下)		年 平 均 値	環境目標値 (35μg/ m ³ 以下) (15μg/ m ³ 以下)			環境目標値 (0. 015mg/ m ³ 以下)	
		達成 状況	日平均値の 98%値		達成 状況	日平均値の 2%除外値	2日以上 連続超過		達成 状況	1時間値 の最高値		達成 状況	日平均値の 98パーセン タイル値	年平均値	達成 状況	年平均値
		適○ 否×	(ppm)		適○ 否×	(mg/ m ³)	有 無		適○ 否×	(ppm)		適○ 否×	(μg/ m ³)	(μg/ m ³)	適○ 否×	(mg/ m ³)
一般環境大気測定局	国 設 名 古 屋 大 気 環 境 測 定 所	○	0. 023	0. 008	○	0. 025	無	0. 011	×	0. 113	0. 036	○	21. 9	9. 1	○	0. 011
	城北つばさ高校	○	0. 025	0. 011	○	0. 034	無	0. 014	×	0. 114	0. 033	○	19. 0	8. 3	○	0. 014
	名 楽 町	○	0. 025	0. 010	○	0. 036	無	0. 015	×	0. 112	0. 032	○	18. 1	7. 6	○	0. 015
	滝 川 小 学 校	○	0. 025	0. 009	○	0. 033	無	0. 014	×	0. 112	0. 034	○	20. 5	8. 7	○	0. 014
	八 幡 中 学 校	○	0. 026	0. 011	○	0. 035	無	0. 015	×	0. 112	0. 033	○	24. 7	11. 3	○	0. 015
	富 田 支 所	○	0. 023	0. 010	○	0. 036	無	0. 014	×	0. 116	0. 032	○	20. 3	8. 4	○	0. 014
	惟 信 高 校	○	0. 025	0. 010	○	0. 034	無	0. 013	×	0. 111	0. 031	○	20. 0	8. 5	○	0. 013
	白 水 小 学 校	○	0. 030	0. 013	○	0. 038	無	0. 016	×	0. 105	0. 032	○	23. 5	9. 7	×	0. 016
	守山保健センター	○	0. 023	0. 009	○	0. 025	無	0. 011	×	0. 119	0. 034	○	19. 8	8. 4	○	0. 011
	大 高 北 小 学 校	○	0. 027	0. 010	○	0. 037	無	0. 016	×	0. 112	0. 033	○	21. 0	8. 6	×	0. 016
	天白保健センター	○	0. 024	0. 009	○	0. 033	無	0. 013	×	0. 110	0. 033	○	19. 7	8. 1	○	0. 013
	一 般 局 平 均	達成 11/11	—	0. 010	達成 11/11	—	—	0. 014	達成 0/11	—	0. 033	達成 11/11	—	8. 8	達成 9/11	0. 014
自動車排出ガス測定局	上 下 水 道 局 北 営 業 所	○	0. 028	0. 013	○	0. 033	無	0. 013	—	—	—	○	21. 2	8. 8	○	0. 013
	名 塚 中 学 校	○	0. 024	0. 010	○	0. 035	無	0. 017	×	0. 122	0. 033	○	20. 4	8. 8	×	0. 017
	若 宮 大 通 公 園	○	0. 029	0. 014	○	0. 034	無	0. 014	×	0. 105	0. 030	○	20. 3	8. 7	○	0. 014
	熱 田 神 宮 公 園	○	0. 028	0. 012	○	0. 027	無	0. 011	—	—	—	○	20. 0	8. 1	○	0. 011
	港 陽	○	0. 028	0. 013	○	0. 038	無	0. 016	×	0. 100	0. 031	○	23. 7	10. 4	×	0. 016
	千 竜	○	0. 028	0. 012	○	0. 035	無	0. 015	—	—	—	○	25. 3	11. 1	○	0. 015
	元 塩 公 園	○	0. 037	0. 018	○	0. 028	無	0. 012	—	—	—	○	25. 9	11. 1	○	0. 012
自 排 局 平 均		達成 7/7	—	0. 013	達成 7/7	—	—	0. 014	達成 0/3	—	0. 031	達成 7/7	—	9. 6	達成 5/7	0. 014
全 測 定 局 平 均		達成 18/18	—	0. 011	達成 18/18	—	—	0. 014	達成 0/14	—	0. 033	達成 18/18	—	9. 1	達成 14/18	0. 014

注1：環境目標値の達成状況は、光化学オキシダントについては短期的評価、その他の項目については長期的評価により評価したものである。

注2：環境目標値（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

表6 有害大気汚染物質年度別調査結果（環境基準が定められている物質）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査物質	調査地点	調査結果（年平均値）					環境基準
		R1	R2	R3	R4	R5	
ベンゼン	会所町	0.90	0.74	0.89	0.74	0.68	3 以下
	富田支所	0.79	0.68	0.89	0.67	0.60	
	港陽	0.75	0.68	0.80	0.68	0.68	
	野跡小学校	0.92	0.78	1.1	0.78	0.70	
	白水小学校	0.83	0.72	0.92	0.78	0.73	
	本地通	0.92	0.77	0.94	0.86	0.76	
	元塩公園	0.86	0.72	0.83	0.77	0.68	
トリクロロ エチレン	会所町	0.34	0.19	0.40	0.23	0.27	130 以下
	富田支所	0.42	0.26	0.50	0.41	0.29	
	港陽	1.6	0.59	0.52	0.51	0.36	
	野跡小学校	1.4	1.1	0.90	0.85	0.67	
	白水小学校	0.72	0.39	0.65	0.52	0.39	
	本地通	1.2	1.0	2.0	1.1	1.0	
	元塩公園	0.68	0.32	0.68	0.54	0.47	
テトラクロロ エチレン	会所町	0.098	0.067	0.10	0.13	0.091	200 以下
	富田支所	0.072	0.038	0.064	0.10	0.066	
	港陽	0.22	0.12	0.23	0.39	0.37	
	野跡小学校	0.091	0.057	0.085	0.082	0.11	
	白水小学校	0.21	0.10	0.19	0.25	0.27	
	本地通	0.19	0.13	0.17	0.13	0.31	
	元塩公園	0.25	0.21	0.25	0.21	0.40	
ジクロロメタン	会所町	1.9	1.8	2.5	4.1	2.8	150 以下
	富田支所	1.9	1.9	2.5	4.4	3.5	
	港陽	2.0	2.0	2.6	8.4	3.7	
	野跡小学校	2.1	1.8	2.4	4.0	2.9	
	白水小学校	2.8	2.2	5.3	7.7	4.2	
	本地通	4.0	3.9	4.2	7.6	5.2	
	元塩公園	3.6	3.3	5.2	6.4	5.3	

表7 公共用水域の環境基準の達成状況（河川はBOD、海域はCOD）

（単位：mg/L）

水域名	環境基準点	環境基準 類型	環境基準	達成状況(年度)			
				令和 3	4	5	75%水質値
荒子川	荒子川ポンプ所	E	10	○	○	○	6.4
中川運河	東海橋	E	10	○	○	×	14
堀川	港新橋	D	8	○	○	○	5.6
山崎川	道德橋	D	8	○	○	○	5.3
天白川	千鳥橋	C	5	○	○	○	2.4
庄内川中流(2)	大留橋	C	5	○	○	○	1.4
	水分橋						3.7
庄内川下流	枇杷島橋	C	5	○	○	○	3.2
矢田川上流	大森橋	D	8	○	○	○	4.2
矢田川下流	天神橋	C	5	○	○	○	2.6
新川下流	*萱津橋	D	8	○	○	○	2.4
名古屋港（甲）	N-1	C	8	○	○	○	5.3
	*N-2						4.7
	*N-3						4.0

注1：*印については市外調査地点であるが、市内水域の環境基準点であるため掲載している。

注2：環境基準類型には、AAからEまでの6段階があり、それぞれの段階ごとに環境基準の値が定められている。

表8 公共用水域の環境目標値の達成状況（河川はBOD、海域・ため池はCOD）

(単位：mg/L)

水域名	調査地点	地域区分	環境 目標値	達成状況(年度)			
				令和 3	4	5	75%水質値
荒子川	境橋	☆☆☆	3	○	×	×	3.8
	荒子川ポンプ所	☆	8	×	○	○	6.4
中川運河	東海橋	☆☆	5	×	×	×	14
	長良橋	☆☆	5	—	—	×	6.9
	松重ポンプ所	☆☆	5	—	—	○	4.5
堀川	猿投橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.2
	小塩橋	☆☆☆	3	×	×	×	4.2
	港新橋	☆☆	5	○	×	×	5.6
新堀川	日の出橋	☆	8	○	○	○	6.3
山崎川	鼎(かなえ)橋	☆☆☆	3	○	○	×	3.3
	道德橋	☆	8	○	○	○	5.3
天白川	天白橋	☆☆	5	○	○	○	1.3
	千鳥橋	☆☆	5	○	○	○	2.4
植田川	植田橋	☆☆☆	3	×	○	×	3.2
扇川	鳴海橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.4
鞍流瀬川	梶田橋	☆	8	○	○	○	4.0
庄内川	大留橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.4
	水分橋	☆☆	5	○	○	○	3.7
	枇杷島橋	☆☆	5	○	○	○	3.2
	庄内新川橋	☆☆	5	○	○	○	1.9
矢田川	大森橋	☆	8	○	○	○	4.2
	天神橋	☆	8	○	○	○	2.6
香流川	香流橋	☆☆	5	○	○	○	3.5
新川	比良新橋	☆☆	5	○	○	○	2.3
	日の出橋	☆☆	5	○	○	○	2.6
戸田川	新東福橋	☆	8	×	×	×	8.8
福田川	新西福橋	☆☆	5	×	○	○	3.3
名古屋港	潮見ふ頭北	☆	5	×	×	×	5.5
	金城ふ頭西	☆☆	3	×	×	×	3.5
	N-1<潮見ふ頭西>	☆	5	○	○	×	5.3
	N-10<庄内川河口>	☆☆	3	×	×	×	4.3
	N-11<潮見ふ頭南>	☆	5	○	○	○	4.1
	N-14<藤前干潟>	☆☆	3	×	×	×	4.8
	M-1<ガーデンふ頭>	☆	5	○	○	×	6.1
	牧野池	☆☆	6	×	×	×	14
	猫ヶ洞池	☆☆	6	○	○	×	6.6
	大久手池	☆☆	6	○	○	○	3.2
	大村池	☆☆	6	×	×	×	7.4
	緑ヶ池	☆☆	6	×	×	×	6.5
	安田池	☆☆	6	×	×	×	12
	塚ノ杵池	☆☆	6	×	×	×	9.1
	戸笠池	☆☆	6	○	○	—	(4.6)
	新海池	☆☆	6	×	×	×	9.5
	琵琶ヶ池	☆☆	6	×	×	×	10
	蝮池	☆☆	6	×	×	×	7.8
	水主ヶ池	☆☆	6	×	×	×	14
	荒池	☆☆	6	×	×	×	10

注1：地域区分には、☆☆☆、☆☆、☆の3段階があり、それぞれの段階ごとに環境目標値が定められている。

注2：令和5年度の戸笠池は測定回数が少ないため、評価対象外とした。

表 9 水質環境測定結果（令和 5 年度）

新堀川舞鶴橋の測定結果

区分	測定 地点	項目名							
		水温 ℃	電気伝導率 mS/m	溶存酸素量 mg/L	p H	OR P mV	濁度 NTU	塩分濃度 PSU	クロロフィル μg/L
4 月	上層	20.6	1,920	1.8	6.9	-170	10	11.9	2
	底層	17.1	4,910	0.4	6.4	-395	29	32.2	12
5 月	上層	22.8	930	1.8	6.8	-128	9	5.3	3
	底層	19.3	4,020	0.4	6.5	-407	57	25.8	11
6 月	上層	24.4	350	2.5	6.6	-75	17	1.8	2
	底層	21.7	5,440	0.6	6.5	-368	28	36.5	10
7 月	上層	27.2	530	2.7	6.6	59	7	2.9	5
	底層	24.7	4,060	0.2	6.6	-411	11	26.1	11
8 月	上層	28.9	440	1.3	6.7	-99	11	2.4	5
	底層	27.0	3,620	0.2	6.3	-425	37	22.8	27
9 月	上層	29.0	1,000	0.7	6.6	-162	16	5.7	3
	底層	29.4	3,970	0.2	6.5	-452	26	25.2	11
10 月	上層	25.8	1,360	0.6	6.7	-175	20	7.9	4
	底層	27.2	4,590	0.2	6.7	-432	18	29.7	6
11 月	上層	23.3	1,130	0.5	6.6	-163	10	6.5	4
	底層	23.6	4,540	0.3	6.6	-405	8	29.5	6
12 月	上層	20.5	1,120	2.3	6.7	-105	7	6.4	2
	底層	20.1	4,470	0.1	6.6	-401	15	29.0	6
1 月	上層	18.3	1,380	2.3	6.8	25	6	8.0	3
	底層	16.3	4,630	0.0	6.9	-449	7	30.1	1
2 月	上層	17.4	980	2.0	6.8	-75	12	5.6	3
	底層	15.1	4,530	0.3	6.3	-402	36	29.4	7
3 月	上層	16.9	870	1.9	6.9	-122	11	5.0	2
	底層	14.7	4,200	0.4	6.3	-394	37	27.0	7
年平均	上層	22.9	1,000	1.7	6.7	-99	11	5.8	3
	底層	21.4	4,420	0.3	6.5	-412	26	28.6	10

注 1：上層は水面からおよそ 0.5m、底層は川底からおよそ 0.5m の地点で測定。

注 2：測定機の故障等により欠測となったデータがある。

表10 地下水の水質常時監視結果（令和5年度）

1 概況調査

（1）定点調査

6地点のうち4地点で環境基準を達成し、2地点で環境基準を超過した項目があった。

地点番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
1	西区栄生一丁目	砒素	0.011	0.01 以下
3	中川区北江町	ふっ素	0.83	0.8 以下

（2）メッシュ調査

27地点のうち24地点で環境基準を達成し、3地点で環境基準を超過した項目があった。

地点番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
15	中区栄一丁目	クロロエチレン	0.0067	0.002 以下
20	中川区玉川町	ふっ素	0.89	0.8 以下
		ほう素	7.4	1 以下
21	中川区中島新町一丁目	砒素	0.011	0.01 以下

2 汚染井戸周辺地区調査（事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点の周辺井戸を調査）

地点番号	調査地点	項 目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
34	中川区玉川町	ふっ素	1(0)	0(0)	0.16	0.8 以下
		ほう素	1(0)	0(0)	0.03	1 以下
35～38	中区栄一丁目周辺 (発端井戸：地点番号35)	クロロエチレン	4(1)	1(1)	<0.0002～0.0035	0.002 以下
		1,1-ジクロロエチレン	4(1)	0(0)	<0.01	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	4(1)	0(0)	<0.004～0.004	0.04 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	4(1)	0(0)	<0.0005	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	4(1)	0(0)	<0.0006	0.006 以下
		トリクロロエチレン	4(1)	0(0)	<0.001	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	4(1)	0(0)	<0.0005	0.01 以下
39～40	中村区烏森町周辺	砒素	2	0	<0.005	0.01 以下
41～42	中区錦一丁目周辺	ベンゼン	2	0	<0.001	0.01 以下
43	中村区福住町	砒素	1	0	<0.005	0.01 以下
44～45	港区藤前二丁目周辺	クロロエチレン	2	0	<0.0002	0.002 以下
46～47	港区竜宮町周辺	六価クロム	1	0	<0.01	0.02 以下
		クロロエチレン	2	0	<0.0002	0.002 以下
		1,1-ジクロロエチレン	1	0	<0.01	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	1	0	<0.004	0.04 以下
		トリクロロエチレン	1	0	<0.001	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	1	0	<0.0005	0.01 以下

地点番号	調査地点	項 目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
48～52	南区大同町周辺	六価クロム	2	0	<0.01	0.02 以下
		砒素	1	0	<0.005	0.01 以下
		クロロエチレン	4	1	<0.0002～0.0029	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	5	0	<0.0004～0.0012	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン	1	0	<0.01	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	4	0	<0.004～0.011	0.04 以下
		トリクロロエチレン	1	0	<0.001	0.01 以下
		ベンゼン	5	0	<0.001～0.003	0.01 以下
		ふっ素	1	0	0.18	0.8 以下
		ほう素	1	0	0.15	1 以下
53～54	港区藤前二丁目 周辺	1,4-ジオキサン	2	0	<0.005	0.05 以下
55～56	守山区大字中志段味 周辺	砒素	2	0	<0.005	0.01 以下

注：()内の数値は発端井戸を内数で示す。

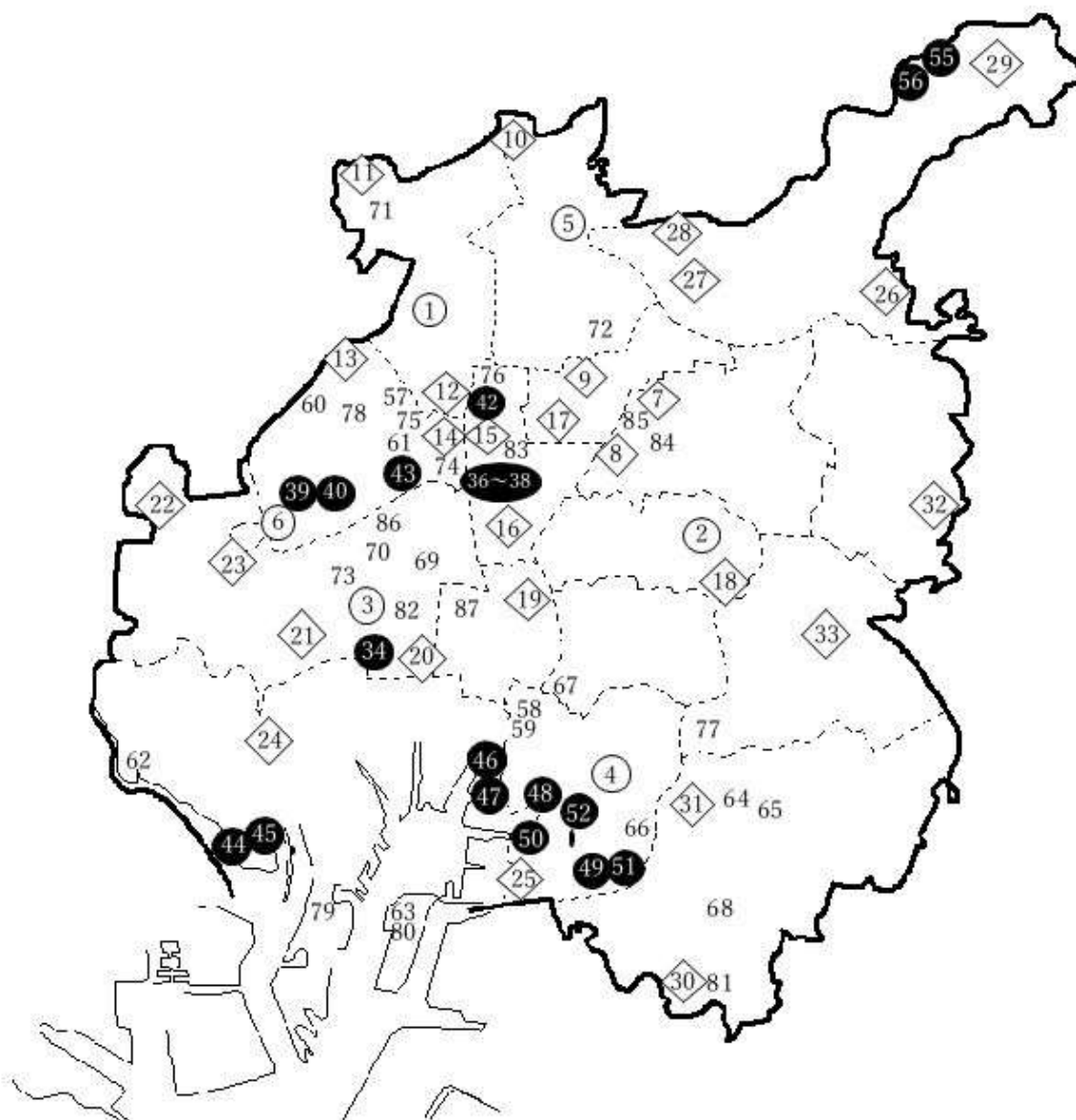
3 定期モニタリング調査 (32地点)

地点番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 超過状況	環境基準 (mg/L)
57	中村区名駅二丁目	砒素	0.011	×	0.01 以下
58	南区三条一丁目	砒素	0.013	×	0.01 以下
59	南区三条一丁目	砒素	0.009	○	0.01 以下
60	中村区宿跡町	砒素	0.025	×	0.01 以下
61	中村区太閤三丁目	砒素	0.005	○	0.01 以下
62	港区天目町	砒素	0.073	×	0.01 以下
63	港区潮見町	砒素	0.011	×	0.01 以下
64	緑区鳴海町	総水銀	<0.0005	○	0.0005 以下
65	緑区池上台三丁目	総水銀	0.0031	×	0.0005 以下
		アルキル水銀	<0.0005	○	検出されないこと
66	南区星崎二丁目	クロロエチレン	0.0037	×	0.002 以下
67	瑞穂区桃園町	1,2-ジクロロエチレン	0.080	×	0.04 以下
68	緑区左京山	1,2-ジクロロエチレン	0.11	×	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.47	×	0.01 以下
69	中川区五女子町	1,2-ジクロロエチレン	0.041	×	0.04 以下
70	中川区南脇町	クロロエチレン	0.0042	×	0.002 以下
71	西区丸野二丁目	クロロエチレン	0.0006	○	0.002 以下
72	北区大曾根二丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.030	○	0.04 以下
73	中川区松ノ木町	1,2-ジクロロエチレン	0.046	×	0.04 以下
74	中村区平池町	クロロエチレン	0.011	×	0.002 以下
75	中村区名駅一丁目	クロロエチレン	<0.0002	○	0.002 以下
76	中区三の丸一丁目	クロロエチレン	0.0016	○	0.002 以下
77	天白区古川町	トリクロロエチレン	0.017	×	0.01 以下
78	中村区道下町	砒素	0.060	×	0.01 以下
79	港区汐止町	砒素	0.017	×	0.01 以下
80	港区潮見町	砒素	<0.005	○	0.01 以下
81	緑区大根山二丁目	総水銀	<0.0005	○	0.0005 以下
82	中川区八家町	1,2-ジクロロエチレン	0.054	×	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.029	×	0.01 以下
83	中区錦三丁目	テトラクロロエチレン	0.0079	○	0.01 以下

地点 番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 超過状況	環境基準 (mg/L)
84	千種区今池五丁目	トリクロロエチレン	0.005	○	0.01 以下
85	千種区内山一丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.063	×	0.04 以下
86	中川区乗越町	クロロエチレン	0.0089	×	0.002 以下
87	熱田区神野町	クロロエチレン	0.0042	×	0.002 以下
		1,1ジクロロエチレン	<0.01	○	0.1 以下
		1,2ジクロロエチレン	0.009	○	0.04 以下
		1,1,1トリクロロエタン	<0.0005	○	1 以下
		1,1,2トリクロロエタン	<0.0006	○	0.006 以下
		トリクロロエチレン	<0.001	○	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	<0.0005	○	0.01 以下
88	南区要町	クロロエチレン	0.0028	×	0.002 以下
		1,1ジクロロエチレン	<0.01	○	0.1 以下
		1,2ジクロロエチレン	<0.004	○	0.04 以下
		1,1,1トリクロロエタン	<0.0005	○	1 以下
		1,1,2トリクロロエタン	<0.0006	○	0.006 以下
		トリクロロエチレン	<0.001	○	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	<0.0005	○	0.01 以下

注：表中○は環境基準を満たしたこと、×は超過したことを示す。

調査地点図



- 注 ○数字・・・・概況調査（定点調査）地点
 ◇数字・・・・概況調査（メッシュ調査）地点
 ●数字・・・・汚染井戸周辺地区調査地点
 数字のみ・・・・定期モニタリング調査地点

(35、41、53、54、88 はそれぞれ 15、37、44、45、51 と同一地点のため、15、37、44、45、51 のみ記載)

<調査地点一覧表>

地点番号	調査地点	区 分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
1	西区栄生一丁目	概況定点調査	一般飲用	深井戸(108.75～119.75、136.25～141.75)	名古屋市
2	昭和区妙見町	概況定点調査	一般飲用	深井戸(24～28、33～36、43～52、60～65)	名古屋市
3	中川区北江町	概況定点調査	その他	浅井戸(1～10)	名古屋市
4	南区立脇町	概況定点調査	工業用水	深井戸(50～56、66～67、77～88、94～100)	名古屋市
5	北区安井町	概況定点調査	その他	深井戸(19～29)	国土交通省
6	中村区岩塚町	概況定点調査	その他	深井戸(75.5～78.5)	国土交通省
7	千種区松軒一丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(67～75)	名古屋市
8	千種区千種三丁目	概況メッシュ調査	その他	浅井戸(5)	名古屋市
9	東区山口町	概況メッシュ調査	その他	不明	名古屋市
10	北区楠町大字喜惣治新田	概況メッシュ調査	その他	不明(0～25)	名古屋市
11	西区野南町	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(53～75、86～97、110～119)	名古屋市
12	西区名駅二丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(40～50、60～70)	名古屋市
13	中村区高道町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(35)	名古屋市
14	中村区名駅南一丁目	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(92～116)	名古屋市
15	中区栄一丁目	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(117～122.5、124.5～130)	名古屋市
16	中区橋二丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(47～55)	名古屋市
17	中区東桜二丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(104～108)	名古屋市
18	昭和区広路町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(60～70)	名古屋市
19	熱田区六野一丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(64～70、86～98、108～114、165～169)	名古屋市
20	中川区玉川町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(974.5～1194.5)	名古屋市
21	中川区中島新町一丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(112～118、129～134、145～156、167～173、184～195)	名古屋市
22	中川区新家一丁目	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(78.5～95、118～123.5、141～146.5)	名古屋市
23	中川区伏屋二丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(75～80、160～170)	名古屋市
24	港区小賀須二丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(113～135、195～217)	名古屋市
25	南区白水町	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(147～154、172～176)	名古屋市
26	守山区天子田二丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(22～30)	名古屋市
27	守山区新守山	概況メッシュ調査	工業用水	不明	名古屋市
28	守山区瀬古三丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(36～40、44～52、72～76)	名古屋市
29	守山区大字中志段味	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(99～110)	名古屋市
30	緑区鳴海町	概況メッシュ調査	工業用水	不明	名古屋市
31	緑区南大高二丁目	概況メッシュ調査	一般飲用	不明	名古屋市
32	名東区大針一丁目	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(42～50)	名古屋市
33	天白区植田一丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(30～38、40～48)	名古屋市
34	中川区熱田新田東組	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	不明(0～100)	名古屋市
35	中区栄一丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(117～122.5、124.5～130)	名古屋市
36	中区栄二丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	深井戸(82～94、106～112、118～124、156～165、171～183)	名古屋市

地点 番号	調査地点	区 分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
37	中区錦二丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	深井戸 (95.5～104.5、128.8～134.8、135.9～139.9、145.5～159.5、171.3～180.3、201～211)	名古屋市
38	中区栄一丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸 (585～621)	名古屋市
39	中村区烏森町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸 (92～100)	名古屋市
40	中村区烏森町	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
41	中区錦二丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	深井戸 (95.5～104.5、128.8～134.8、135.9～139.9、145.5～159.5、171.3～180.3、201～211)	名古屋市
42	中区丸の内二丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	不明	名古屋市
43	中村区平池町	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
44	港区藤前四丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸 (120～150)	名古屋市
45	港区藤前一丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸 (147～152、170～182、196～202)	名古屋市
46	港区木場町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸 (175～200)	名古屋市
47	南区七条町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸 (45～50、65～70、80～85)	名古屋市
48	南区加福町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	不明 (0～44)	名古屋市
49	南区鳴浜町	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	不明	名古屋市
50	南区滝春町	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸 (46～54)	名古屋市
51	南区要町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸 (90～110)	名古屋市
52	南区弥次エ町	汚染井戸周辺地区調査	その他	浅井戸 (7～8)	名古屋市
53	港区藤前四丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸 (120～150)	名古屋市
54	港区藤前一丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸 (144～152、170～182、196～202)	名古屋市
55	守山区大字中志段味	汚染井戸周辺地区調査	その他	浅井戸	名古屋市
56	守山区大字中志段味	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	不明	名古屋市
57	中村区名駅二丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸 (100～108)	名古屋市
58	南区三条一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸 (50～80)	名古屋市
59	南区三条一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸 (50～80)	名古屋市
60	中村区宿跡町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (58～60)	名古屋市
61	中村区太閤三丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸 (80～120)	名古屋市
62	港区天目町	定期モニタリング調査	その他	深井戸 (121～129、177～183、203～216)	名古屋市
63	港区潮見町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (10～20、20～25)	名古屋市
64	緑区鳴海町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (9～37、41～45)	名古屋市
65	緑区池上台三丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸 (20～24、30～34、60～64)	名古屋市
66	南区星崎二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (30～49)	名古屋市
67	瑞穂区桃園町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (55～73、79～91、97～103)	名古屋市
68	緑区左京山	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市
69	中川区五女子町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (65～75)	名古屋市
70	中川区南脇町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (69～73、91～99)	名古屋市
71	西区丸野二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸 (26～35)	名古屋市
72	北区大曾根二丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸 (60～80)	名古屋市

地点 番号	調査地点	区 分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
73	中川区松ノ木町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(30～33、55～58)	名古屋市
74	中村区平池町	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(60～80)	名古屋市
75	中村区名駅一丁目	定期モニタリング調査	その他	深井戸(80～110)	名古屋市
76	中区三の丸一丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(71～77、89～101、107～110、128～131、143～157、164～170、176～182)	名古屋市
77	天白区古川町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(50～60)	名古屋市
78	中村区道下町	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市
79	港区汐止町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(156～186、198～210、226～234、250～258、266～270、274～282、290～294)	名古屋市
80	港区潮見町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(125～228)	名古屋市
81	緑区大根山二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(40～50)	名古屋市
82	中川区八家町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(35～40、45～50)	名古屋市
83	中区錦三丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(22～30、36～44)	名古屋市
84	千種区今池五丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(92～97、101～107)	名古屋市
85	千種区内山一丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(50～60、90～100)	名古屋市
86	中川区乗越町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(100～110)	名古屋市
87	熱田区神野町	定期モニタリング調査	工業用水	不明	名古屋市
88	南区要町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(90～110)	名古屋市

注1：使用用途は次のように分類している。

「一般飲用」：飲用に用いられている可能性のある井戸

「生活用水」：飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられている可能性が全くない井戸

「工業用水」：井戸水を冷却等の工業用として用いている井戸で、飲用に用いられる可能性が全くない井戸

「そ の 他」：上記のいずれにも分類されない井戸

注2：浅井戸とは、第一不透水層より上層で不圧地下水を採取する井戸であり、深井戸とは、第一不透水層より下層で被圧地下水を採取する井戸をいう。

表11 水質環境目標値市民モニタリング調査結果

令和5年度における調査結果と親しみやすい指標による環境目標値適合状況

		調査地点	地域 区分	水のにごり(透視度)				水の色				水のおい				ごみ				水の流れ				地点別 適合率
				春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
河川	荒子川	境橋	☆☆☆	100	58	100	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	90	
		荒子川ポンプ所	☆	41	47	31	28	1	1	1	2	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	1	2	85
	中川運河	柳原橋	☆☆	13	7	41	45	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	3	3	3	55	
		長良橋	☆☆	35	43	100	56	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3	2	3	2	80	
		東海橋	☆☆	25	23	60	14	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	2	2	3	1	1	1	65
	堀川	猿投橋	☆☆☆	44	40	46	50	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	75	
		小塩橋	☆☆☆	45	33	71	43	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	3	1	75	
		港新橋	☆☆	39	33	85	48	2	3	1	1	2	1	1	1	2	2	1	1	2	2	1	2	70
	新堀川	日の出橋	☆	25	63	62	62	2	2	2	1	3	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	3	85
	山崎川	鼎(かなえ)橋	☆☆☆	100	89	90	80	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	90
		道徳橋	☆	15	11	6	92	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2	3	70
	植田川	植田橋	☆☆☆	36	63	100	88	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	70
	天白川	天白橋	☆☆	43	57	100	55	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	95
		千鳥橋	☆☆	43	78	100	100	2	2	1	1	1	3	3	3	2	2	1	1	1	2	2	2	70
	扇川	上汐田橋	☆☆☆	80	27	100	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	90
	鞍流瀬川	梶田橋	☆	0	0	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	70
	庄内川	松川橋	☆☆☆	52	45	35	50	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	80
		水分橋	☆☆	55	39	50	89	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	90
		枇杷島橋	☆☆	45	80	85	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	95
		庄内新川橋	☆☆	59	57	55	100	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	80
	矢田川	大森橋	☆	70	84	91	91	2	2	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	85
		天神橋	☆	84	100	100	100	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	2	85
	香流川	香流橋	☆☆	100	100	100	43	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	85
	新川	比良新橋	☆☆	25	15	45	55	2	2	1	1	2	1	1	1	2	2	1	2	1	1	2	2	70
		日の出橋	☆☆	50	76	87	61	1	2	1	2	1	1	1	1	2	3	2	3	2	2	1	2	80
	戸田川	新東福橋	☆	20	21	16	16	2	1	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	45
	福田川	新西福橋	☆☆	26	46	66	15	2	2	2	2	1	2	1	3	2	3	3	3	2	2	2	2	60
	項目別適合率			52				99				96				52				86				
ため池	牧野池	☆☆	36	36	15	28	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1					75	
	猫ヶ洞池	☆☆	14	26	29	24	2	2	1	2	2	1	1	1	2	2	1	2					56	
	大村池	☆☆	24	74	50	13	2	2	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2					62	
	緑ヶ池	☆☆	63	84	45	41	1	1	2	2	1	1	2	1	1	1	2	1					81	
	安田池	☆☆	12	6	11	32	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2					50	
	塚ノ杵池	☆☆	65	29	55	53	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					93	
	新海池	☆☆	24	27	19	51	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1					81	
	琵琶ヶ池	☆☆	27	17	8	25	2	1	2	2	1	1	1	2	1	1	1	1					75	
	蝮池	☆☆	27	27	22	29	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1					2	68
	項目別適合率			22				100				100				63								

注3: 凡例

数字

数字

数字は調査結果
網掛は環境目標値に適合していない
ことを示す

*適合率＝適合したデータ数／全データ数
(適合率は小数点以下を切り捨て)

*地域区分には、☆☆☆、☆☆、☆の3段階があり、
それぞれの段階ごとに環境目標値が定められている。

水のにごり (透視度)	水の色		水のおい		ごみ		水の流れ	
単位:cm	1	ほとんど 無色	1	顔を近づけても 不快でない	1	捨てられてい ない	1	ゆたかな流 れ
	2	着色はあるが、 正常の範囲	2	水際に寄っても 不快でない	2	捨てられている が、多くはない	2	流れがある
	3	異常な着色 がある	3	橋や護岸で 不快でない	3	たくさん捨てられ ている	3	流れがない
			4	橋や護岸に いるだけで不快				

表 12 ダイオキシン類環境調査結果

1 ダイオキシン類大気環境調査結果

地点名称	調査地域	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
			春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値
若宮大通公園局	道路沿道	中区大須二丁目 404 番地先	0.011	0.015	0.0080	0.13	0.041
港陽測定局	発生源周辺	港区港陽一丁目 1-65	0.013	0.065	0.010	0.073	0.040 (0.021)
守山保健センター	一般環境	守山区小幡一丁目 3-1	0.016	0.020	0.0048	0.021	0.015 (0.019)
環境基準							0.6 以下

注 1 : () 内の数字は、令和 4 年度調査の結果。

注 2 : 調査時期は下記のとおり。

春季 令和 5 年 5 月 9 日 ～ 5 月 16 日 夏季 令和 5 年 7 月 14 日 ～ 7 月 21 日

秋季 令和 5 年 10 月 5 日 ～ 10 月 12 日 冬季 令和 6 年 1 月 12 日 ～ 1 月 19 日

2 ダイオキシン類水環境調査結果（公共用水域）

区分	調査測定地点		調査 時期	調査結果			
	河川名等	地点名		水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)	水生生物（魚類） (pg-TEQ/g)
					年間平均値		
河川	荒子川	荒子川ポンプ所	夏季	0.13	0.16 (0.33)	27(27)	—
			冬季	0.19		—	—
	中川運河	東海橋	夏季	0.18	0.15 (0.074)	7.1(2.7)	—
			冬季	0.11		—	—
	堀川	港新橋	夏季	0.069	0.051 (0.037)	27(35)	—
			冬季	0.033		—	—
	山崎川	道德橋	夏季	0.046	0.038 (0.036)	11(12)	—
			冬季	0.029		—	—
	天白川	千鳥橋	夏季	0.078	0.056 (0.044)	8.8(10)	—
			冬季	0.034		—	—
	矢田川	大森橋	夏季	0.071	0.059 (0.096)	0.40(0.19)	—
			冬季	0.046		—	—
海域	名古屋港	潮見ふ頭北	夏季	0.065	0.061 (0.049)	23(18)	—
			冬季	0.056		—	—
		金城ふ頭西	夏季	0.31	0.19 (0.17)	14(27)	—
			冬季	0.062		—	—
		高潮防波堤北	夏季	0.050	0.043 (0.054)	6.3(6.8)	0.49(0.32)
			冬季	0.036		—	—
環境基準				1 以下		150 以下	—

注 1 : () 内の数字は、令和 4 年度調査の結果。

注 2 : 調査時期は下記のとおり。

河川 夏季 令和 5 年 8 月 28 日（水質・底質）

冬季 令和 6 年 1 月 9 日（水質）

海域 夏季 令和 5 年 9 月 5 日（水質・底質・魚類）

冬季 令和 6 年 1 月 17 日（水質）

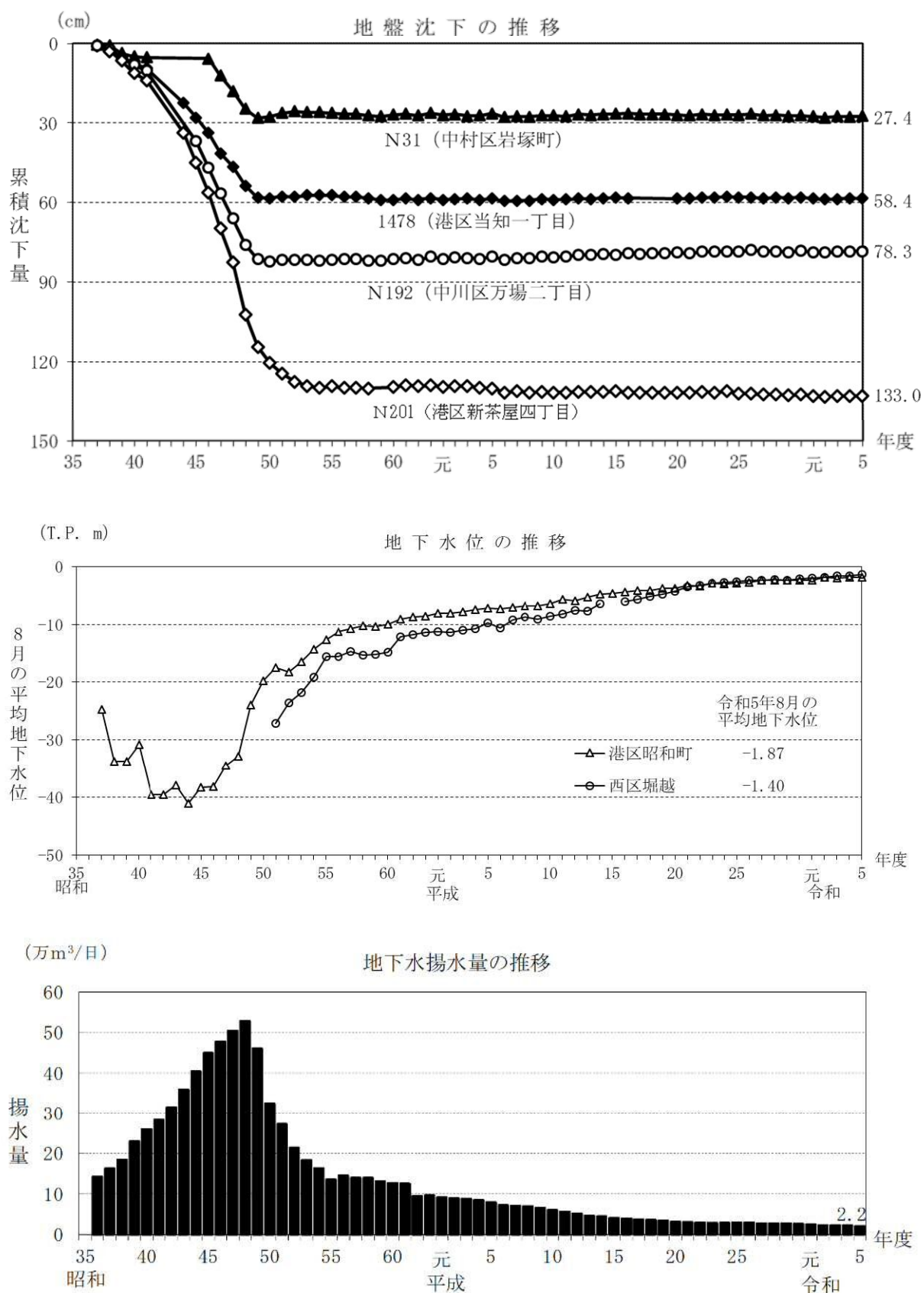
3 ダイオキシン類水環境調査結果（地下水）

調査測定地点(調査井戸)			調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/L)
所在地	使用用途	井戸の区分		
北区西味簀二丁目	工業用	深井戸	令和5年11月17日	0.022
南区豊田四丁目	一般飲用	深井戸	令和5年11月17日	0.022
環境基準				1以下

4 ダイオキシン類土壌環境調査結果

調査測定地点		調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
地点名称	所在地		
正木公園	中区正木二丁目	令和5年7月11日	3.2
はざま保育園	緑区南陵	令和5年7月11日	0.056
環境基準			1,000以下

図1 地盤沈下の状況



・上段グラフ：主な水準点での観測開始年度からの累積地盤沈下状況。

・中段グラフ：民間委託観測所における地下水位の状況。

・下段グラフ：揚水設備による地下水揚水量の推移。

昭和48年度までは地下水揚水量実態調査結果を集計し、それ以後は条例に基づく地下水揚水量報告を集計。令和4年度の地下水揚水量は約2.2万m³/日。

表 13 令和 5 年度 自動車騒音調査結果（環境基準の面的評価）

定期監視①～⑧及び現況調査⑨～⑮の環境基準について、1 日の調査結果を用いて面的評価による達成状況の評価を行った。

時間の区分は、昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～翌 6 時とする。

番号	区間	道 路 名 (調 査 地 点)	評価区間		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)
					昼間	夜間	昼夜間	
①	-	一般国道1号 (中川区昭和橋通)	中川区 昭和橋通	中川区 昭和橋通	99.9% (696)	99.6% (694)	99.6% (694)	697
②	-	一般国道19号 (北区山田町)	北区 山田一丁目	北区 上飯田東町	97.6% (818)	86.4% (724)	85.9% (720)	838
③	B	一般国道23号 (南区浜田町)	南区 浜田町	南区 浜田町	100% (33)	97.0% (32)	97.0% (32)	33
④	-	一般国道23号 (南区堤町)	南区 堤町	南区 七条町	100% (454)	100% (454)	100% (454)	454
⑤	B	一般国道41号 名古屋高速1号楠線 (北区荻野通)	北区 黒川本通	北区 川中町	67.9% (642)	67.9% (642)	66.9% (633)	946
⑥	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (西区八筋町)	西区 貴生町	西区 赤城町	84.6% (236)	84.6% (236)	84.6% (236)	279
⑦	B	主要県道名古屋長久手線 (名東区小井堀町)	名東区 姫若町	名東区 小井堀町	98.6% (706)	98.3% (704)	98.3% (704)	716
⑧	B	主要市道名古屋環状線 (中川区小碓通)	中川区 昭和橋通	港区 川西通	99.0% (284)	99.3% (285)	99.0% (284)	287
⑨	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 (瑞穂区明前町)	南区 千竈通	瑞穂区 河岸一丁目	87.3% (110)	83.3% (105)	83.3% (105)	126
⑩	A	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道 (緑区桶狭間南)	緑区 桶狭間南	緑区 野末町	4.5% (1)	4.5% (1)	4.5% (1)	22
⑪	A	一般国道23号 (港区十一屋二丁目)	港区 十一屋	港区 十一屋	66.7% (24)	25.0% (9)	25.0% (9)	36
⑫	A	一般国道23号 (港区善南町)	港区 十一屋	港区 宝神	100% (77)	71.4% (55)	71.4% (55)	77
⑬	A	一般国道23号 (港区藤前四丁目)	港区 藤高	港区 藤前	83.3% (5)	50.0% (3)	50.0% (3)	6
⑭	A	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線 (北区大我麻町)	北区 大我麻町	北区 新沼町	93.9% (124)	84.1% (111)	84.1% (111)	132
⑮	-	東名阪自動車道 (中川区新家二丁目)	中川区 富田町	中川区 新家二丁目	84.4% (54)	84.4% (54)	84.4% (54)	64
⑯	-	一般国道1号 (緑区有松町)	緑区 境松	緑区 有松	99.0% (413)	99.3% (414)	99.0% (413)	417

番号	区間	道路名 (調査地点)	評価区間		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)
					昼間	夜間	昼夜間	
⑰	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 (南区千竈通)	南区 寺部通	南区 千竈通	100% (74)	90.5% (67)	90.5% (67)	74
⑱	B	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 (南区寺部通)	南区 本地通	南区 前浜通	98.8% (257)	77.7% (202)	77.7% (202)	260
⑲	B	一般国道1号 (瑞穂区塩入町)	瑞穂区 神穂町	熱田区 伝馬三丁目	99.1% (320)	99.1% (320)	99.1% (320)	323
⑳	B	一般国道1号 (中川区下之一色町)	中川区 下之一色町	中川区 一色新町	100% (222)	100% (222)	100% (222)	222
㉑	B	一般国道1号 (中川区富永一丁目)	中川区 富永	中川区 福島	97.3% (71)	91.8% (67)	91.8% (67)	73
㉒	-	一般国道19号 (中区栄二丁目)	中区 大須二丁目	中区 錦二丁目	100% (526)	98.3% (517)	98.3% (517)	526
㉓	B	一般国道19号 (北区大曽根四丁目)	北区 大曽根三丁目	北区 山田一丁目	96.8% (522)	98.1% (529)	96.8% (522)	539
㉔	-	一般国道22号 (中区三の丸一丁目)	中区 錦二丁目	中区 三の丸一丁目	97.9% (612)	97.1% (607)	97.1% (607)	625
㉕	B	一般国道22号 (西区笹塚町)	西区 康生通	西区 上堀越町	95.0% (96)	84.2% (85)	84.2% (85)	101
㉖	B	一般国道22号 名古屋高速6号清須線 (西区堀越二丁目)	西区 上堀越町	西区 堀越町	75.2% (94)	82.4% (103)	75.2% (94)	125
㉗	B	一般国道23号 名古屋高速3号大高線 (緑区大高台一丁目)	緑区 大高町	緑区 大高町	64.6% (102)	49.4% (78)	49.4% (78)	158
㉘	B	一般国道23号 名古屋高速3号大高線 (緑区大高町)	緑区 大高町	緑区 大高町	100% (63)	100% (63)	100% (63)	63
㉙	-	一般国道23号 (港区東築地町)	港区 東築地町	港区 千鳥一丁目	100% (100)	99.0% (99)	99.0% (99)	100
㉚	B	一般国道153号 (天白区植田西二丁目)	天白区 植田南	天白区 元植田	94.3% (1,172)	95.1% (1,182)	94.3% (1,172)	1,243
㉛	-	一般国道154号 (港区入船一丁目)	港区 港町	港区 浜一丁目	100% (546)	100% (546)	100% (546)	546
㉜	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (港区秋葉二丁目)	港区 南陽町	港区 春田野	97.6% (123)	100% (126)	97.6% (123)	126
㉝	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (西区貴生町)	西区 山田町	西区 貴生町	74.5% (190)	76.5% (195)	74.5% (190)	255
㉞	B	主要県道名古屋多治見線 (守山区新城)	守山区 守山三丁目	守山区 小幡一丁目	99.9% (1,166)	99.9% (1,166)	99.9% (1,166)	1,167

番号	区間	道 路 名 (調 査 地 点)	評価区間		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)
					昼間	夜間	昼夜間	
③⑤	-	主要県道関田名古屋線 (瑞穂区田辺通)	昭和区 檀宮通	瑞穂区 田辺通	99.6% (251)	100% (252)	99.6% (251)	252
③⑥	-	主要県道名古屋中環状線 (港区明正一丁目)	港区 南陽町	港区 当知	100% (306)	100% (306)	100% (306)	306
③⑦	-	主要県道名古屋長久手線 (中区葵一丁目)	中区 新栄二丁目	千種区 今池五丁目	100% (2,637)	95.9% (2,531)	95.9% (2,531)	2,638
③⑧	-	主要市道名古屋環状線 (南区桜本町)	南区 前浜通	南区 桜本町	98.4% (600)	99.3% (606)	98.4% (600)	610
③⑨	B	主要市道名古屋環状線 (北区若葉通)	北区 平安二丁目	北区 志賀本通	99.5% (1,958)	99.9% (1,966)	99.5% (1,958)	1,968
④⑩	B	主要市道堀田高岳線 名古屋高速都心環状線 (中区千代田五丁目)	中区 千代田三丁目	中区 千代田五丁目	76.8% (522)	79.9% (543)	76.8% (522)	680
④⑪	B	主要市道堀田高岳線 名古屋高速都心環状線 (東区東桜一丁目)	中区 新栄一丁目	東区 東桜二丁目	90.4% (618)	87.7% (600)	87.7% (600)	684
④⑫	-	一般国道41号 名古屋高速1号楠線 (北区西味鉦二丁目)	北区 成願寺町	北区 丸新町	93.1% (54)	70.7% (41)	70.7% (41)	58
④⑬	B	一般県道名古屋東港線 (熱田区伝馬一丁目)	熱田区 伝馬二丁目	熱田区 伝馬二丁目	94.7% (499)	90.1% (475)	90.1% (475)	527
④⑭	-	主要市道東海橋線 (天白区野並三丁目)	天白区 野並	緑区 相川	100% (656)	100% (656)	100% (656)	656
④⑮	B	主要市道名古屋環状線 (中川区五月南通)	中村区 黄金通	中川区 長良町	99.4% (504)	78.1% (396)	78.1% (396)	507
令和5年度定期監視・現況調査地点を含む評価区間全体					95.1% (19,538)	92.8% (19,069)	92.4% (18,984)	20,542

環境基準の達成状況（市内全体）

評価年度	道路に面する地域における面的評価				評価に用いた 騒音測定地点数
	環境基準達成状況（達成戸数）			区間内 全戸数 (戸)	
	昼夜間	昼間	夜間		
令和 5 年度	96.8% (289, 414)	97.5% (291, 461)	97.2% (290, 633)	299, 003	定期監視 8 地点（令和 5 年度） 現況調査 126 地点（令和元～5 年度） 実態監視 210 地点（平成 30, 令和 4, 5 年度）
（参考） 平成 30 年度	96.7% (255, 780)	98.2% (259, 833)	96.9% (256, 287)	264, 471	定期監視 8 地点（平成 29, 30 年度） 現況調査 84 地点（平成 27～30 年度） 実態監視 225 地点（平成 29, 30 年度）

注1 環境基準達成状況は市内の全評価区間内の戸数に占める達成戸数の割合で評価した。

注2 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時

注3 一部の評価区間において、令和4・5年度に調査をしていない地点については平成30～令和3年度の結果を用いて評価を行った。

表 14 自動車騒音調査結果（要請限度）

定期監視①～⑧及び現況調査⑨～⑭の地点について、1 週間調査を行い、代表する 3 日間の結果を用いて要請限度の評価を行った。

幹線交通を担う道路に近接する区間における要請限度の値（要請限度 昼間：75dB、夜間 70dB）を超えたものについては、下線で示した。

時間の区分は、昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～翌 6 時とする。

（単位：dB）

番号	区間	道 路 名 (調 査 地 点)	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	-	一般国道 1 号 (中川区昭和橋通)	69	64	68	64	68	63
②	-	一般国道 19 号 (北区山田町)	70	65	70	66	69	66
③	B	一般国道 23 号 (南区浜田町)	65	66	67	67	66	67
④	-	一般国道 23 号 (南区堤町)	61	58	61	59	62	59
⑤	B	一般国道 41 号 名古屋高速 1 号楠線 (北区荻野通)	71	66	71	67	71	67
⑥	B	一般国道 302 号 名古屋第二環状自動車道 (西区八筋町)	59	54	58	53	59	54
⑦	B	主要県道名古屋長久手線 (名東区小井堀町)	70	68	70	65	65	59
⑧	B	主要市道名古屋環状線 (中川区小碓通)	70	66	69	66	69	65
⑨	A	一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線 (瑞穂区明前町)	71	68	71	68	71	69
⑩	A	一般国道 23 号 伊勢湾岸自動車道 (緑区桶狭間南)	72	69	72	<u>71</u>	73	<u>71</u>
⑪	A	一般国道 23 号 (港区十一屋二丁目)	72	<u>71</u>	71	<u>71</u>	71	<u>71</u>
⑫	A	一般国道 23 号 (港区善南町)	70	70	71	70	71	<u>71</u>
⑬	A	一般国道 23 号 (港区藤前四丁目)	73	<u>74</u>	-※	-※	59	60
⑭	A	一般国道 41 号 名古屋高速 11 号小牧線 (北区大我麻町)	71	68	70	68	70	68

注 1 ※は周辺工事のため、調査を休止した。

注 2 ①～⑧については、毎年継続して調査を行っている。

注 3 ⑨～⑭については令和 3 年度から第 3 次自動車騒音対策優先マップ A 区間として毎年測定している。



< 自動車騒音調査地点 >

表 15 航空機騒音調査結果(県営名古屋空港)

地点 番号	調査地点	調査期間	調査結果 (L_{den} 注 1)	環境基準 (用途地域)
①	北区六が池町	R6. 1. 17～2. 1 注 2	56	57 (第一種住居地域)
②	守山区守山二丁目	R6. 2. 3～16	54	

注 1 : L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル) とは、夕方・夜間の騒音を重みづけ (各航空機の騒音に夕方は 5dB、夜間は 10dB 加算) したうえで評価した 1 日の等価騒音レベルをいう。

注 2 : 1 月 24 日、25 日は天候不良により運行状況が通常と異なるため、評価対象日から除外した。



国土地理院地図(vector)を加工して作成

< 航空機騒音調査地点図 >

表16 新幹線鉄道騒音・振動定期監視結果

番号	調査地点等				列車 速度 (km/h)	騒音		振動	
	場 所	測定側	用途地域	測定年月日		調査 結果 (dB)	環境 基準 (dB)	調査 結果 (dB)	指針値 (dB)
①	中村区新富町	下り側	一種住宅	R5.10.19	131	67	70	57	70
②	熱田区河田町	上り側	準工業	R5.10.24	207	65	75	61	
		下り側	準工業	R5.10.17	199	65	75	56	
③	熱田区二番二丁目	上り側	一種住居	R5.10.13	208	68	70	58	
	熱田区四番二丁目	下り側	工業		208	67	75	61	
④	南区豊田二丁目	上り側	準工業	R5.10.31	222	67	75	60	
		下り側	一種住居	R5.10.22	221	64	70	60	
⑤	緑区大高町鷺津	上り側	近隣商業	R5.10.11	272	71	75	62	
参考	熱田区六番二丁目	上り側	商業	R5.10.22	204	73	75	61	

注1: 騒音、振動の調査結果は、連続して通過する20本の列車のうち、ピークレベルの大きさの上位半数を平均した評価値で、騒音はパワー平均値、振動は算術平均値である。

注2: 列車速度は、騒音の評価値を求めるのに使用した列車の速度の算術平均値である。

注3: 表中の番号は、次ページの調査地点図の番号を示している。

注4: 対象路線の測定側の近接軌道中心から25mの地点を測定点とした。



地図は国土地理院地図 Vector (仮称) を加工して作成

< 新幹線鉄道騒音・振動調査地点図 >

表 17 集団資源回収登録団体数及び回収実績

暦 年	団 体 数	回 収 実 績 (単位：トン)				
		紙 類	布 類	び ん 類	金 属 類	合 計
令和元年	2,750	57,490	2,023	3	846	60,363
令和2年	2,629	51,050	2,180	1	856	54,087
令和3年	2,542	49,159	2,200	2	832	52,193
令和4年	2,491	46,386	2,022	3	738	49,149
令和5年	2,456	41,764	1,927	5	687	44,383

注：単位未満四捨五入のため、各品目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

表 18 リサイクルステーション回収実績

年 度	回 収 実 績 (単位：トン)											ステー ション 数
	新聞	雑誌	段ボール	紙 パッ ク	布類	リター ナブル びん	ワン ウェイ びん	アル缶	スチール缶	なべ・ やかん類	合計	
元	675	673	519	10	374	1	57	18	18	52	2,396	49
2	506	564	494	9	355	1	13	14	12	38	2,008	42
3	468	477	442	7	348	1	8	13	11	35	1,811	42
4	408	421	396	6	302	1	8	12	10	31	1,595	39
5	348	365	338	5	267	1	7	11	8	31	1,382	37

注：単位未満四捨五入のため、各品目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

表 19 ごみ処理量（収集・搬入量）の推移

（単位：トン）

年 度	ご み 処 理 量 （ 収 集 ・ 搬 入 量 ） （ A ） = （ H ） + （ K ）	市収集量							自己搬入量		
		可 燃 ご み （ B ）	不 燃 ご み （ C ）	粗 大 ご み （ D ）	蛍 光 管 ・ 水 銀 体 温 計 等 （ E ）	環 境 美 化 （ F ）	電 池 類 （ G ）	計 （ H ） = （ B ） + （ C ） + （ D ） + （ E ） + （ F ） + （ G ）	可 燃 ご み （ I ）	不 燃 ご み （ J ）	計 （ K ） = （ I ） + （ J ）
10	997,266	578,591	128,585	19,241		6,199		732,616	222,779	41,871	264,650
11	893,916	548,387	107,456	8,915		5,345		670,103	191,580	32,233	223,812
12	764,702	440,763	77,884	14,083		4,968		537,698	203,111	23,892	227,004
13	734,825	418,178	63,761	10,166		4,400		496,504	209,785	28,536	238,321
14	732,674	419,115	64,525	10,357		3,956		497,953	205,712	29,009	234,721
15	744,727	423,528	67,305	10,556		3,302		504,691	208,496	31,540	240,036
16	710,863	382,537	62,244	10,256		3,373		458,410	220,508	31,945	252,453
17	703,398	383,618	61,411	9,995		2,996		458,021	213,813	31,565	245,377
18	705,116	385,300	63,900	10,562		1,877		461,638	209,953	33,525	243,478
19	682,748	376,661	61,304	9,935		1,894		449,793	198,987	33,969	232,955
20	661,431	373,500	54,948	8,803		1,735		438,986	190,930	31,515	222,445
21	633,055	370,831	47,390	7,894		1,941		428,056	175,967	29,032	204,999
22	622,029	368,225	44,697	7,728		1,689		422,340	172,188	27,500	199,688
23	621,368	390,649	21,860	8,120		1,800		422,429	189,389	9,550	198,939
24	622,826	393,068	20,955	7,550		1,824		423,398	191,042	8,387	199,428
25	625,347	391,319	19,672	7,661		2,087		420,738	194,763	9,846	204,609
26	619,903	388,563	18,016	6,912		1,914		415,405	194,739	9,759	204,498
27	621,312	389,247	18,056	7,162		1,857		416,322	196,048	8,942	204,990
28	614,697	383,567	17,477	7,004		1,656		409,704	195,831	9,161	204,993
29	611,105	381,768	17,938	7,489	61	1,511		408,767	194,236	8,102	202,338
30	610,663	379,625	18,541	8,311	122	1,448		408,046	194,173	8,445	202,617
元	632,363	383,278	18,540	8,848	122	1,307		412,095	210,732	9,537	220,268
2	587,864	385,653	20,057	9,973	124	1,343		417,149	159,671	11,044	170,715
3	581,253	379,891	17,809	9,761	113	1,350		408,923	162,531	9,799	172,330
4	574,108	370,087	15,321	8,870	105	1,340	220	395,942	169,024	9,142	178,165
5	554,410	354,513	14,095	8,385	93	1,268	322	378,676	167,398	8,336	175,734

注1：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

注2：ごみ処理量の推移を比較するため、平成12年東海豪雨・平成20年8月末豪雨・平成23年9月台風15号の災害ごみは除く。

表 20 資源収集量の推移

(単位:トン)

年 度	空 き び ん	空き缶	プラスチック製 容器包装	紙 製 容器包装・ 雑がみ	ペット ボトル	紙 パック	小 型 家 電	食用油	生ごみ	合 計
10	11,467	5,713			604	217				18,001
11	17,590	8,199			1,493	347				27,629
12	21,362	9,399	11,954	9,660	3,752	468				56,594
13	22,567	8,957	21,806	16,947	5,843	454				76,574
14	22,399	7,277	24,596	17,604	6,413	386				78,676
15	22,617	6,501	27,903	18,367	6,885	329				82,601
16	21,860	6,285	29,591	18,440	7,798	287			662	84,924
17	22,256	6,189	30,347	18,054	8,248	260			728	86,085
18	21,535	5,746	31,388	17,982	8,618	235			801	86,305
19	20,868	5,497	31,949	18,031	8,851	218			923	86,339
20	20,537	5,080	31,370	17,183	8,780	187			571	83,708
21	20,411	4,868	30,752	16,320	8,501	172				81,025
22	20,088	4,550	30,774	15,672	8,644	153				79,882
23	17,472	3,787	28,191	13,760	8,145	137				71,491
24	15,913	3,422	27,313	12,621	8,220	115				67,605
25	15,955	3,324	26,980	11,823	8,537	106				66,724
26	15,575	3,125	26,614	10,974	8,249	75	111	44		64,766
27	15,482	2,968	26,901	10,476	8,391	58	94	53		64,422
28	14,899	2,969	26,186	9,812	8,529	42	109	55		62,603
29	14,524	2,954	25,994	9,343	8,742	39	122	58		61,776
30	14,010	2,930	25,775	8,840	9,126	36	166	60		60,922
元	13,625	2,937	26,089	8,756	9,280	36	170	62		60,954
2	14,263	3,302	27,361	8,527	9,530	35	211	67		63,298
3	13,918	3,102	27,135	8,288	9,919	30	200	64		62,654
4	13,285	2,693	26,222	7,923	9,962	27	216	50		60,378
5	12,720	2,275	25,305	7,995	9,653	26	268	53		58,296

注 1 : 数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

注 2 : 令和 5 年度から紙製容器包装に雑がみを加えた。

表21 ごみ処理量（ごみ処理区分別）等の推移

(単位:トン)

年度	ごみ処理量				資源化量				焼却灰等 埋立量	埋立量 (J) = (B) + (I)
	焼却・ 溶融量 (A)	不燃物 埋立量 (B)	その他 (C)	小計 (D) = (A) + (B) + (C)	資源 分別量 (E)	金属等 資源化量 (焼却・ 溶融前) (F)	スラグ等 資源化量 (焼却・ 溶融後) (G)	小計 (H) = (E) + (F) + (G)		
10	864,153	123,154	9,959	997,266	16,920	9,959		26,879	137,433	260,587
11	802,880	80,199	10,837	893,916	27,479	10,837		38,316	118,173	198,372
12	717,936	38,685	8,080	764,702	52,792	8,080	11,824	72,696	94,749	133,435
13	696,991	31,617	6,218	734,825	70,592	6,218	11,321	88,131	88,481	120,098
14	705,314	20,499	6,860	732,674	74,031	6,860	9,229	90,121	88,589	109,088
15	717,148	21,951	5,628	744,727	76,049	5,628	7,402	89,079	90,271	112,222
16	685,775	19,948	5,140	710,863	76,156	5,140	6,830	88,126	88,722	108,670
17	679,955	18,181	5,262	703,398	77,220	5,262	8,209	90,690	83,513	101,694
18	678,858	21,043	5,215	705,116	77,816	5,215	10,500	93,531	80,812	101,855
19	655,925	21,504	5,320	682,748	76,017	5,320	10,515	91,852	80,292	101,796
20	630,689	16,405	10,485	657,579	74,501	3,923	8,391	86,815	75,414	91,819
21	619,684	8,049	9,173	636,907	71,879	3,548	31,905	107,332	58,061	66,109
22	610,139	8,380	3,510	622,029	70,851	3,433	38,506	112,790	47,232	55,612
23	614,361	4,055	2,953	621,368	65,191	2,864	43,188	111,243	49,783	53,838
24	617,140	3,171	2,514	622,826	62,770	2,433	40,478	105,681	48,655	51,826
25	618,427	4,490	2,430	625,347	61,503	2,344	41,821	105,668	44,658	49,148
26	613,507	3,557	2,839	619,903	59,130	2,738	39,191	101,059	45,838	49,395
27	616,095	2,032	3,185	621,312	58,095	3,085	40,424	101,604	45,270	47,301
28	609,166	2,449	3,083	614,697	57,005	2,917	38,145	98,066	48,426	50,874
29	606,708	1,609	2,788	611,105	55,528	2,569	40,330	98,426	47,087	48,696
30	605,614	2,451	2,598	610,663	54,297	2,431	42,952	99,680	38,626	41,077
元	625,967	3,571	2,825	632,363	54,421	2,661	41,621	98,702	42,745	46,316
2	581,609	3,868	2,388	587,864	56,091	2,201	56,384	114,677	23,051	26,920
3	572,297	4,259	4,697	581,253	55,721	2,421	62,967	121,109	14,905	19,164
4	568,690	2,608	2,810	574,108	54,457	2,532	60,311	117,300	13,618	16,226
5	549,419	2,211	2,780	554,410	53,039	2,602	56,543	112,183	13,744	15,955

注1： その他とは、破碎工場で選別した金属等を資源化した量(上表:金属等資源化量(焼却・溶融前) (F))
及び他都市等に処理依頼した量の計である(表24 直近5年間のごみ処理実績(その3) ⑤)。

注2： 資源分別量は、資源収集量から資源化できない残渣物等を除いて資源化した量である。

注3： 金属等資源化量(焼却・溶融前)は、破碎工場で破碎処理を行った際に抜き出した金属や、収集した
スプレー缶等を資源化した量である。

注4： スラグ等資源化量(焼却・溶融後)は、本市工場で生成された溶融スラグ・メタル・溶融飛灰等を資
源化したものや民間施設で溶融処理した焼却灰の量である。

表22 直近5年間のごみ処理実績（その1）

年度 月別		ごみ処理量 (収集・搬入量)			市 収 集							自 己 搬 入			資源収集量
		作業日数 (日)	①+②	平均日量	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・ 水銀体温計等	環境美化	電池類	小計①	可燃ごみ	不燃ごみ	小計②	
元		259	(51,986) 632,363	2,442	383,278	18,540	8,848	122	1,307		412,095	(49,628) 210,732	(2,357) 9,537	(51,986) 220,268	60,954
2		259	(51,599) 587,865	2,270	385,653	20,057	9,973	124	1,343		417,150	(48,977) 159,671	(2,622) 11,044	(51,599) 170,715	63,298
3		259	(51,895) 581,253	2,244	379,891	17,809	9,761	113	1,350		408,924	(49,480) 162,531	(2,415) 9,799	(51,895) 172,330	62,654
4		259	(50,892) 574,108	2,217	370,087	15,321	8,870	105	1,340	220	395,942	(48,607) 169,024	(2,284) 9,142	(50,892) 178,165	60,378
5		257	(49,456) 554,410	2,157	354,513	14,095	8,385	93	1,268	322	378,676	(47,294) 167,398	(2,162) 8,336	(49,456) 175,734	58,296
令和5年度	4	20	(4,167) 44,965	2,248	28,598	1,397	834	8	88	21	30,947	(3,841) 13,394	(326) 624	(4,167) 14,018	4,525
	5	23	(4,720) 50,024	2,175	32,826	1,234	682	9	116	27	34,893	(4,395) 14,365	(324) 766	(4,720) 15,131	5,281
	6	22	(4,244) 47,761	2,171	30,790	1,303	767	7	152	20	33,039	(4,043) 13,969	(201) 753	(4,244) 14,722	5,005
	7	21	(4,316) 46,153	2,198	29,032	1,046	679	7	102	21	30,887	(3,958) 14,409	(359) 858	(4,316) 15,266	4,872
	8	23	(4,305) 46,414	2,018	29,841	940	599	7	130	26	31,543	(4,170) 14,254	(135) 616	(4,305) 14,870	5,415
	9	21	(4,047) 44,889	2,138	28,123	1,235	708	6	115	23	30,210	(3,948) 13,962	(99) 717	(4,047) 14,679	4,770
	10	22	(4,331) 48,644	2,211	31,816	1,117	648	7	105	31	33,724	(4,226) 14,227	(106) 693	(4,331) 14,920	4,756
	11	22	(4,023) 45,047	2,048	28,728	1,065	678	8	101	29	30,609	(3,814) 13,698	(209) 741	(4,023) 14,439	4,735
	12	21	(4,152) 49,374	2,351	30,772	1,613	912	11	100	43	33,452	(4,006) 15,267	(146) 656	(4,152) 15,923	4,997
	1	20	(3,915) 45,638	2,282	29,924	1,095	559	8	75	32	31,693	(3,826) 13,387	(88) 557	(3,915) 13,944	4,987
	2	21	(3,538) 41,899	1,995	26,648	1,063	625	7	97	24	28,465	(3,449) 12,779	(89) 656	(3,538) 13,434	4,439
	3	21	(3,697) 43,601	2,076	30,404	1,107	684	9	114	21	32,339	(3,618) 13,688	(79) 699	(3,697) 14,387	4,515

注1：資源収集量は、空きびん・空き缶・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・ペットボトル・紙パックの収集合計量を示す。令和5年4月から資源収集量に雑がみを加えた。

令和4年7月から電池類を加えた。

注2：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3：（ ）内は、本市施設に搬入された他市町搬入分で外書きとした。

表23 直近5年間のごみ処理実績（その2）

年度	ごみ処理量 (直接搬入量)			市収集(ごみ)								自己搬入					市収集 (資源)	焼却灰処理量							溶融 スラグ等	溶融スラグ等処理量 ※注5			
	作業 日数	合計 ①+②	平均 日量	焼却 溶融	埋立	紙等 資源化量 ※注3	破碎	他都市 委託 (直接 搬入)	蛍光 管・水 銀体温 計等	小計①	平均 日量	焼却 溶融	埋立	破碎	小計②	平均 日量		資源化				埋立 ⑦	合計 ③+④ +⑤+⑥+⑦	平均 日量		資源化	埋立		
																		民間処理施設 (溶融) ③	民間処理施設 (セメント化) ④	民間処理施設 (焼成) ⑤	金属⑥								
元	259	(51,986) 632,363	(201) 2,442	383,566	26	12	28,369			122	412,095	1,591	(49,628) 210,732	(1,020) 3,727	(1,337) 5,810	(51,986) 220,268	(201) 850	54,421	6,497	3,690			(2,538) 36,688	(2,538) 46,875	(10) 181	37,491	31,434	6,057	
2	259	(51,599) 587,864	(199) 2,270	394,527	35	8	22,455			124	417,149	1,611	(50,448) 160,186	(953) 4,854	(198) 5,675	(51,599) 170,715	(199) 659	56,091	5,561	1,044	100		(3,062) 16,898	(3,062) 23,603	(12) 91	55,833	49,680	6,153	
3	259	(51,895) 581,253	(200) 2,244	387,906	20	6	20,879			113	408,923	1,579	(50,777) 163,248	(924) 3,850	(193) 5,232	(51,895) 172,330	(200) 665	55,721	4,912	3,296	1,455		(2,912) 9,889	(2,912) 19,608	(11) 76	(21) 58,264	(21) 53,248	5,016	
4	259	(50,892) 574,108	(196) 2,217	380,203	22	11	15,381			325	395,942	1,529	(49,722) 169,893	(999) 3,141	(170) 5,132	(50,892) 178,165	(196) 688	54,457	4,357	2,183	1,314	33	(2,831) 8,200	(2,831) 16,087	(11) 62	57,842	52,425	5,418	
5	257	(49,456) 554,410	(192) 2,157	363,598	3	12	14,649			414	378,676	1,473	(48,370) 168,554	(989) 2,475	(96) 4,705	(49,456) 175,734	(192) 684	53,039	3,209	1,836	1,202	32	(2,706) 8,613	(2,706) 14,892	(11) 58	55,394	50,263	5,130	
内 訳	4月	(4,167) 44,965	(208) 2,248	29,401		1	1,515			29	30,947	1,547	(3,936) 13,488	(224) 145	(8) 385	(4,167) 14,018	(208) 701	4,114	518	279	101		(263) 662	(263) 1,560	(13) 78	5,159	4,892	267	
	5月	(4,720) 50,024	(205) 2,175	33,557		1	1,299			36	34,893	1,517	(4,505) 14,454	(210) 211	(5) 466	(4,720) 15,131	(205) 658	4,727	362	128	101	9	(244) 681	(244) 1,281	(11) 56	4,227	3,726	501	
	6月	(4,244) 47,761	(193) 2,171	33,686	2	1	1,324			27	33,039	1,502	(4,131) 14,047	(94) 292	(19) 383	(4,244) 14,722	(193) 669	4,559	197	242	115		(102) 408	(102) 962	(5) 44	4,541	4,157	384	
	7月	(4,316) 46,153	(206) 2,198	29,754		1	1,104			28	30,887	1,471	(4,036) 14,491	(269) 385	(11) 391	(4,316) 15,266	(206) 727	4,382	660	110	33		(305) 619	(305) 1,422	(15) 68	5,307	4,832	475	
	8月	(4,305) 46,414	(187) 2,018	30,501		1	1,008			33	31,543	1,371	(4,254) 14,340	(40) 111	(11) 419	(4,305) 14,870	(187) 647	4,831	388	75		8	(268) 587	(268) 1,058	(12) 46	4,987	4,451	536	
	9月	(4,047) 44,889	(193) 2,138	28,944	0	0	1,236			29	30,210	1,439	(4,027) 14,056		(20) 351	(4,047) 14,679	(193) 699	4,319	85	82	8		(166) 532	(166) 708	(8) 34	4,448	4,112	336	
	10月	(4,331) 48,644	(197) 2,211	32,501	0	1	1,184			38	33,724	1,533	(4,320) 14,326	(12) 207	(4,331) 387	(197) 14,920	(197) 678	4,457	192		92		(222) 372	(222) 656	(10) 30	4,508	4,014	493	
	11月	(4,023) 45,047	(183) 2,048	29,396	0	1	1,175			37	30,609	1,391	(3,913) 13,803	(100) 241	(10) 394	(4,023) 14,439	(183) 656	4,241	230		313		(264) 647	(264) 1,189	(12) 54	6,146	5,519	627	
	12月	(4,152) 49,374	(198) 2,351	31,756		1	1,640			54	33,452	1,593	(4,118) 15,379	(34) 147		(4,152) 15,923	(198) 758	4,546	184	240	107		(189) 774	(189) 1,306	(9) 62	4,501	4,214	288	
	1月	(3,915) 45,638	(196) 2,282	30,631		1	1,022			40	31,693	1,585	(3,902) 13,491	(12) 96	(3,915) 358	(196) 13,944	(196) 697	4,621	150	197	207	8	(258) 854	(258) 1,416	(13) 71	4,567	4,019	547	
	2月	21	(41,899) 3,697	(1,995) 176	27,361		1	1,071			32	28,465	1,355	(3,697) 12,872	187	375	(3,697) 13,434	(176) 640	4,093	113	264	51	7	(221) 934	(221) 1,369	(11) 65	4,097	3,683	413
	3月	21	43,601	2,076	28,110	2	1,072			30	29,214	1,391	13,807	181	398	14,387	685	4,149	130	217	74		1,545	1,967	94	2,906	2,644	262	

注1：（ ）内は、他市町分の搬入ごみ及び灰・スラグ等で外書きとした。
 注2：ごみ処理量は、処理方法別の施設ごとの直接搬入量を示しており、処分量を示すものではない。
 注3：紙等資源化量は、市が収集したごみの中に含まれる古紙等を、資源収集とは別に資源化したものである。
 注4：資源分別量は、資源収集量から資源化できない残渣物等を除いて資源化した量である。
 注5：溶融スラグ等は、本市工場で生成する溶融スラグ・メタル・磁選物・溶融飛灰である。
 注6：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表24 直近5年間のごみ処理実績（その3）

(単位:トン)

年 度	ごみ処理量 (施設別処分量)			焼却・溶融量								埋立量 (不燃物等) 注3		金属等 資源化 量 (焼却・ 溶融前) 注4	他市町 返送量	民間 施設等 処理 委託量 注5	鳴海 工場 焼却灰 溶融量	資源化量				埋立量(焼却灰等)				埋立量 ②+⑩
	作業 日数	合計 ①～⑤	平均 日量	猪子石	富田	南陽	鳴海	五条川	北名古屋	小計①	平均 日量	②	平均 日量	③	④	⑤		資源 分別量 ⑥	(再掲) 金属等 資源化 量(焼却・ 溶融後) ③ ※注6	スラグ等 資源化 量 (焼却・ 溶融後) ⑦ ※注6	合計 ③+⑥+ ⑦	焼却 灰 ⑧	溶融 飛灰 ⑨	合計 ⑧+ ⑨	平均 日量	
元		(51,986)	(201)	(1,792)		(3,018)		(43,245)	(2,910)	(50,965)	(197)	(1,020)	(4)									(2,538)		(2,538)	(10)	(3,559)
	259	632,363	2,442	149,795	14,589	258,050	114,756	81,852	6,925	625,967	2,417	3,571	14	2,661		164	20,477	54,421	2,661	41,621	98,702	36,688	6,057	42,745	165	46,316
2		(51,599)	(199)					(24,676)	(25,856)	(50,532)	(195)	(953)	(4)		(114)							(3,062)		(3,062)	(12)	(4,015)
	259	587,864	2,270	144,436	114,464		111,682	87,907	123,120	581,609	2,246	3,868	15	2,201		186	17,957	56,091	2,201	56,384	114,677	16,898	6,153	23,051	89	26,920
3		(51,895)	(200)	(321)				(24,923)	(25,611)	(50,855)	(196)	(924)	(4)		(116)					(21)	(21)	(2,912)		(2,912)	(11)	(3,836)
	259	581,253	2,244	132,201	112,504		114,356	69,925	143,311	572,297	2,210	4,259	16	2,421		2,275	17,804	55,721	2,421	62,967	121,109	9,889	5,016	14,905	58	19,164
4		(50,892)	(196)					(24,613)	(25,173)	(49,785)	(192)	(999)	(4)		(107)							(2,831)		(2,831)	(11)	(3,830)
	259	574,108	2,217	124,747	108,533		112,956	81,058	141,396	568,690	2,196	2,608	10	2,532		278	20,380	54,457	2,532	60,311	117,300	8,200	5,418	13,618	53	16,226
5		(49,456)	(192)		(32)			(23,858)	(24,517)	(48,407)	(188)	(989)	(4)		(59)							(2,706)		(2,706)	(11)	(3,695)
	257	554,410	2,157	121,647	107,736		104,835	75,031	140,170	549,419	2,138	2,211	9	2,602		179	19,599	53,039	2,602	56,543	112,183	8,613	5,130	13,744	53	15,955
内 訳	4月	(4,167)	(208)					(1,916)	(2,028)	(3,944)	(197)	(224)	(11)									(263)		(263)	(13)	(486)
	20	44,965	2,248	12,421	8,512		7,744	5,901	10,114	44,692	2,235	69	3	185		20	1,654	4,114	185	5,790	10,089	662	267	929	46	998
	5月	(4,720)	(205)		(9)			(2,245)	(2,256)	(4,510)	(196)	(210)	(9)									(244)		(244)	(11)	(454)
	23	50,024	2,175	11,689	9,495		10,247	6,530	11,768	49,728	2,162	56	2	227		13	1,771	4,727	227	4,326	9,280	681	501	1,182	51	1,238
	6月	(4,244)	(193)					(2,102)	(2,048)	(4,150)	(189)	(94)	(4)									(102)		(102)	(5)	(196)
	22	47,761	2,171	11,487	9,753		8,980	4,235	12,910	47,364	2,153	205	9	179		13	1,397	4,559	179	4,711	9,449	408	384	792	36	996
	7月	(4,316)	(206)		(9)			(1,964)	(2,066)	(4,039)	(192)	(269)	(13)		(8)							(305)		(305)	(15)	(574)
	21	46,153	2,198	11,101	9,353		7,810	4,976	12,366	45,608	2,172	334	16	198		13	1,679	4,382	198	5,635	10,215	619	475	1,094	52	1,428
	8月	(4,305)	(187)					(2,098)	(2,156)	(4,254)	(185)	(40)	(2)		(11)							(268)		(268)	(12)	(308)
	23	46,414	2,018	9,267	10,097		9,728	4,766	12,239	46,097	2,004	63	3	238		16	1,777	4,831	238	4,923	9,992	587	536	1,123	49	1,185
	9月	(4,047)	(193)					(1,980)	(2,067)	(4,047)	(193)											(166)		(166)	(8)	(166)
	21	44,889	2,138	8,058	8,086		9,031	7,116	12,195	44,486	2,118	226	11	163		15	1,271	4,319	163	4,287	8,769	532	336	868	41	1,094
	10月	(4,331)	(197)					(2,155)	(2,166)	(4,321)	(196)				(10)							(272)		(222)	(10)	(222)
	22	48,644	2,211	9,624	6,414		10,493	7,348	14,368	48,248	2,193	151	7	231		15	1,808	4,457	231	4,299	8,986	322	493	865	39	1,016
	11月	(4,023)	(183)					(1,932)	(1,984)	(3,916)	(178)	(100)	(5)		(7)							(264)		(264)	(12)	(363)
	22	45,047	2,048	8,838	7,595		9,433	7,072	11,669	44,606	2,028	203	9	225		13	1,929	4,241	225	6,062	10,528	647	627	1,273	58	1,476
	12月	(4,152)	(198)		(6)			(1,990)	(2,117)	(4,112)	(196)	(34)	(2)		(6)							(189)		(189)	(9)	(222)
	21	49,374	2,351	10,950	9,844		8,681	7,585	11,913	48,973	2,332	95	5	291		15	1,429	4,546	291	4,745	9,582	774	288	1,062	51	1,157
	1月	(3,915)	(196)					(1,929)	(1,969)	(3,898)	(195)	(12)	(1)		(4)							(258)		(258)	(13)	(270)
	20	45,638	2,282	9,780	8,416		9,561	7,031	10,560	45,348	2,267	39	2	238		13	1,669	4,621	238	4,581	9,439	854	547	1,402	70	1,441
	2月	(3,538)	(168)		(8)			(1,733)	(1,777)	(3,517)	(167)	(7)	0		(13)							(206)		(206)	(10)	(212)
	21	41,899	1,995	8,616	10,161		6,573	6,333	9,767	41,451	1,974	214	10	220		14	1,815	4,093	220	4,118	8,431	934	413	1,347	64	1,561
	3月	(3,697)	(176)					(1,815)	(1,883)	(3,697)	(176)											(221)		(221)	(11)	(221)
	21	43,601	2,076	9,816	10,009		6,554	6,137	10,301	42,818	2,039	557	27	207		19	1,399	4,149	207	3,066	7,421	1,545	262	1,807	86	2,364

注1：（ ）内は、他市町分の搬入ごみ及び灰・スラグ等で外書きとした。

注2：ごみ処理量は、各処理施設ごとの処分量を示す。

注3：埋立量（不燃物等）は、不燃ごみ、粗大ごみ等のうち、破砕困難であるため直接埋立てたもの及び破砕処理後の破砕不燃物等の総量をいう。

注4：金属等資源化量(焼却・溶融前)は、破砕工場で破砕処理を行った際に抜き出した金属や、収集したスプレー缶等を資源化した量である。

注5：民間施設等処理委託量とは、民間施設においてスプレー缶の残渣等を処理した量である。

注6：スラグ等(焼却・溶融後)は、本市工場で生成された溶融スラグ・メタル・溶融飛灰等を資源化したものや民間施設で溶融処理した焼却灰の量である。

注7：ごみ処理量(収集搬入量)＝ごみ処理量(施設別処分量)＋仮置き量(搬入量－搬出量)となるため、ごみ処理量(収集搬入量)とごみ処理量(施設別処分量)の数値はそのままでは一致しない。

注8：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表25 区別ごみ収集・資源収集実績（令和5年度）

ごみ収集作業日数 257 日								(単位:トン)								
区分	ごみ収集							資源収集								
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水銀体温計等	環境美化	電池類	計	空きびん	空き缶	プラスチック製容器包装	紙製容器包装・雑がみ	ペットボトル	紙パック	小型家電	食用油	計
千種	24,051	988	631		14		25,684	1,070	185	1,726	638	551				4,170
東	12,955	536	334		37		13,862	583	99	863	279	304				2,128
北	25,038	1,087	675		31		26,831	878	136	1,805	470	467				3,756
西	22,126	926	538		76		23,666	787	162	1,628	597	475				3,648
中村	21,758	900	466		151		23,276	675	152	1,368	387	442				3,024
中	15,889	641	367		327		17,225	704	107	833	253	480				2,377
昭和	15,762	629	447		0		16,837	652	113	1,189	398	343				2,696
瑞穂	16,342	696	416		6		17,461	632	109	1,235	387	304				2,668
熱田	9,562	420	207		153		10,342	390	80	740	237	191				1,637
中川	34,515	1,218	747		59		36,539	1,108	242	2,387	654	703				5,094
港	23,648	934	451		239		25,272	712	142	1,670	467	530				3,521
南	20,663	776	399		50		21,888	686	134	1,566	473	457				3,316
守山	26,927	1,084	617		10		28,638	793	113	1,983	566	487				3,942
緑	38,174	1,381	818		5		40,378	1,289	231	2,860	940	789				6,110
名東	23,651	893	630		44		25,217	910	141	1,732	652	566				4,001
天白	23,449	987	641		68		25,146	852	128	1,719	597	514				3,810
小計	354,513	14,095	8,385		1,268		378,262	12,720	2,275	25,305	7,995	7,603				55,899
拠点回収				93		322	414					2,050	26	268	53	2,397
合計	354,513	14,095	8,385	93	1,268	322	378,676	12,720	2,275	25,305	7,995	9,653	26	268	53	58,296
平均日量	1,379	55	33	0	5	1	1,473	49	9	98	31	38	0.1	1.0	0.2	227

注：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表 26 直近 5 年間のし尿・浄化槽汚泥処理実績

(単位：キロリットル)

年 度	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	計
元	8,382	22,837	31,219
2	8,007	22,427	30,434
3	8,742	21,268	30,010
4	8,804	20,804	29,608
5	8,325	19,880	28,205

図2 可燃ごみ組成分析結果（令和5年度）（単位：パーセント）

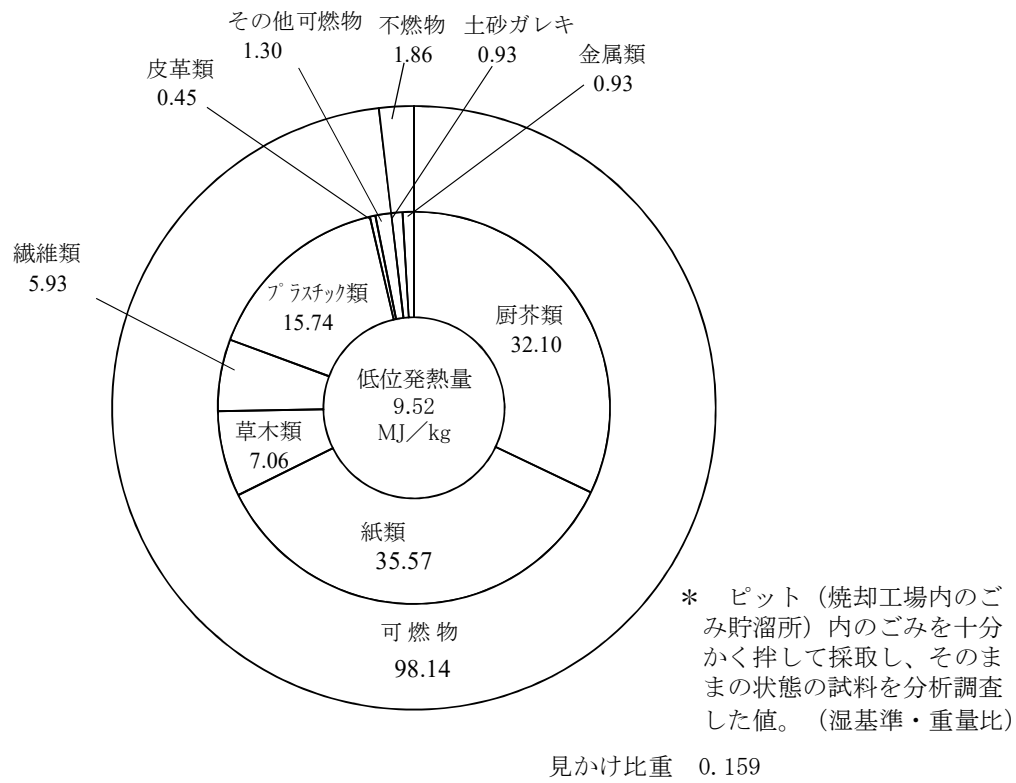


図3 可燃ごみ性状の推移（湿基準・重量比）（単位：パーセント）

	厨芥類	紙類	草木類・繊維類	プラスチック類	皮革類・その他可燃物	土砂ガレキ・金属
元年度	35.46	32.56	12.81	14.81	2.14	2.22
R2年度	31.50	33.59	14.86	14.36	3.36	2.34
R3年度	34.37	34.38	10.60	16.06	2.27	2.32
R4年度	37.32	32.24	11.38	15.63	2.04	1.39
R5年度	32.10	35.57	12.99	15.74	1.86	1.75

注：表示桁未満を四捨五入しているため、合計が100パーセントとならない場合がある。
* 注釈は、図2・図3共通

図4 家庭系可燃ごみ組成分析結果（令和5年度）（単位：パーセント）

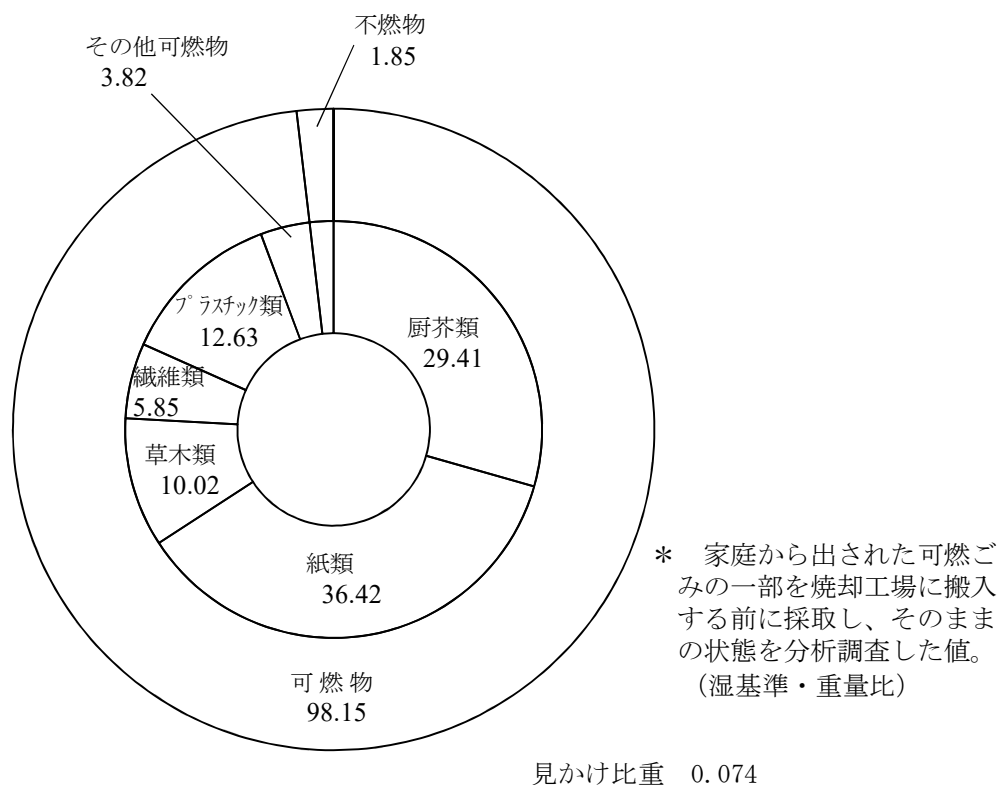


図5 家庭系可燃ごみ性状の推移（湿基準・重量比）（単位：パーセント）

	厨芥類	紙類	草木類・繊維類	プラスチック類	その他可燃物	不燃物
元年度	29.82	32.79	18.10	13.49	4.35	1.43
R2年度	27.91	35.41	20.51	11.35	3.25	1.57
R3年度	28.54	32.05	19.79	13.29	3.59	2.74
R4年度	24.67	34.10	23.37	13.13	2.74	1.99
R5年度	29.41	36.42	15.87	12.63	3.82	1.85

注：表示桁未満を四捨五入しているため、合計が100パーセントとならない場合がある。

* 注釈は、図4・図5共通

図6 家庭系不燃ごみ組成分析結果（令和5年度）（単位：パーセント）

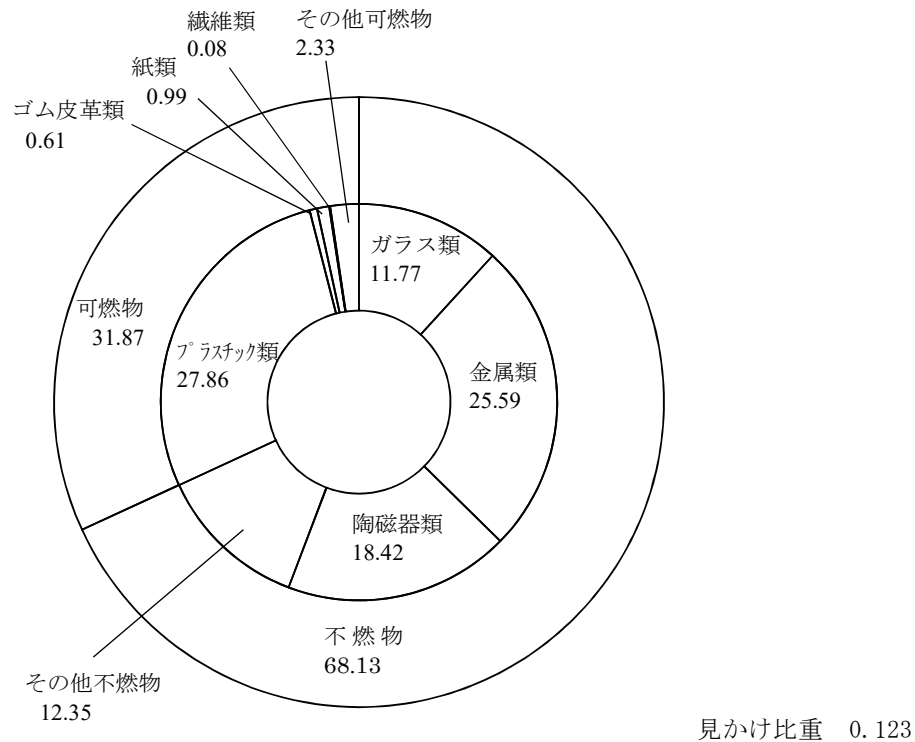


図7 家庭系不燃ごみ性状の推移（湿基準・重量比）（単位：パーセント）

	ガラス類	金属類	陶磁器類	その他不燃物	プラスチック類	ゴム皮革類	繊維類	紙類	その他可燃物
元年度	8.71	23.79	18.67	16.30	25.59	0.94	1.57	1.02	3.42
R2年度	8.93	27.31	13.65	16.44	28.83	0.80	1.84	0.43	1.77
R3年度	10.96	28.08	16.09	10.82	27.72	0.66	1.28	0.79	3.60
R4年度	9.18	24.29	17.36	12.01	29.26	1.17	1.66	1.03	4.04
R5年度	11.77	25.59	18.42	12.35	27.86	0.99	0.61	0.08	2.33

注：表示桁未満を四捨五入しているため、合計が100パーセントとならない場合がある。

*注釈は、図6・図7共通

表27 猪子石工場 規制物質等測定結果（令和5年度）

項 目		単 位	測 定 結 果			定量 下限値	規制基準	
			最大	最小	平均			
排 ガ ス 濃 度	ばいじん	g/m ³	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04	
	硫黄酸化物排出量	m ³ /h	<0.034	<0.029	<0.031	－	14.31	
	窒素酸化物	ppm	22	15	19	－	250	
	塩化水素	mg/m ³	9	<1	2	－	700	
	水銀	μ g/m ³	0.48	0.11	0.24	－	50	
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0091	0.0023	0.0057	－	0.1	
	一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	7	3	5	－	－	
排 水 濃 度	下 水 道 放 流	水素イオン濃度	－	8.5	6.7	6.9	－	5～9
		生物化学的酸素要求量	mg/L	0.9	<0.5	0.5	0.5	600
		浮遊物質	mg/L	9	<1	1	1	600
		沃素消費量	mg/L	<1	<1	<1	1	220
		カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1
		鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.5
		砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
		セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00013	0.00013	0.00013	－	10		
灰 の 溶 出 量	焼 却 灰	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	－
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	－
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	－
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
	飛 灰 中 間 処 理 物	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		総水銀	mg/L	0.0006	<0.0005	0.0005	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
灰 の 含 有 量	焼 却 灰	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	17	2.5	7.6	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	1.6	1.6	1.6	0.1	－
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	310	72	140	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	190	100	140	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	2.2	1.1	1.7	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.0014	0.00024	0.00082	－	3
	飛 灰 中 間 処 理 物	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	160	91	120	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	0.2	0.2	0.2	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/kg-乾	970	370	680	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	170	120	140	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	7.1	2.3	4.6	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	54	6.8	20	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	0.7	<0.5	0.6	0.5	－
ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.27	0.19	0.23	－	－注2		
焼却灰熱灼減量		wt%	6.1	1.9	4.3	0.1	10	

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。

注2：飛灰中間処理物のダイオキシン類濃度の規制は、重金属固定剤等による薬剤処理を行っているため、除外されます。

注3：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

表28 富田工場 規制物質等測定結果（令和5年度）

項 目		単 位	測 定 結 果			定量 下限値	規制基準	
			最大	最小	平均			
排 ガ ス 濃 度	ばいじん	g/m ³	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04	
	硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.23	0.12	0.17	－	7.840	
	窒素酸化物	ppm	16	7	13	－	250	
	塩化水素	mg/m ³	10	2	7	－	700	
	水銀	μ g/m ³	1.0	0.068	0.22	－	50	
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0025	0.000037	0.00092	－	0.1	
	一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	11	4	6	－	－	
排 水 濃 度	下 水 道 放 流	水素イオン濃度	－	8.0	7.2	7.6	－	5～9
		生物化学的酸素要求量	mg/L	4.2	<0.5	1.3	0.5	600
		浮遊物質質量	mg/L	1	<1	1	1	600
		沃素消費量	mg/L	<1	<1	<1	1	220
		カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1
		鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.5
		砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
		セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000021	0.000021	0.000021	－	10
灰 の 溶 出 量	焼 却 灰	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	－
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	0.06	<0.01	0.02	0.01	－
		六価クロム化合物	mg/L	0.08	<0.04	0.06	0.04	－
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		総水銀	mg/L	0.0007	<0.0005	0.0006	0.0005	－
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
	飛 灰 中 間 処 理 物	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		総水銀	mg/L	0.0008	<0.0005	0.0007	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	0.01	<0.01	0.01	0.01	0.3
灰 の 含 有 量	焼 却 灰	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	9.1	1.6	4.3	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	0.8	0.8	0.8	0.1	－
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	520	72	190	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	270	170	210	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	1.5	1.1	1.3	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	0.10	0.01	0.04	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.00000019	0	0.000000063	－	3
	飛 灰 中 間 処 理 物	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	57	32	42	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	0.4	0.4	0.4	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/kg-乾	570	140	300	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	190	94	130	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	2.8	0.9	1.7	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	3.0	1.8	2.6	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	－
ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.30	0.066	0.15	－	3		
焼却灰熱灼減量		wt%	6.0	2.7	4.7	0.1	10	

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。

注2：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

表29 五条川工場 規制物質等測定結果（令和5年度）

項 目		単 位	測 定 結 果			定量 下限値	規制基準	
			最大	最小	平均			
排 ガ ス 濃 度	ばいじん	g/m ³	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04	
	硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.23	0.10	0.14	－	81.73	
	窒素酸化物	ppm	21	14	18	－	250	
	塩化水素	mg/m ³	11	6	9	－	700	
	水銀	μ g/m ³	0.70	0.05	0.21	－	50	
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0029	0.0012	0.0021	－	0.1	
	一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	7	3	6	－	－	
灰 の 溶 出 量	焼 却 灰	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	－
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	0.10	<0.01	0.02	0.01	－
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	－
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	－
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
	飛 灰 中 間 処 理 物	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	0.02	<0.01	0.01	0.01	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		総水銀	mg/L	0.0010	<0.0005	0.0006	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	0.01	<0.01	0.01	0.01	0.3
灰 の 含 有 量	焼 却 灰	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	2.8	0.7	1.9	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	2.0	2.0	2.0	0.1	－
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	320	69	120	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	180	110	140	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	2.8	0.8	1.4	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.0037	0.00051	0.0021	－	3
	飛 灰 中 間 処 理 物	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	69	18	48	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	0.1	0.1	0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/kg-乾	560	130	330	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	160	76	110	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	7.4	1.5	4.1	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	9.0	1.5	4.5	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	0.6	<0.5	0.5	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.46	0.35	0.41	－	3
焼却灰熱灼減量		wt%	8.1	4.6	6.4	0.1	10	

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。

注2：五条川工場で発生した排水は、排水処理設備で処理し、工場内で再利用しています。

注3：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

表30 鳴海工場 規制物質等測定結果（令和5年度）

項 目		単 位	測 定 結 果			定量 下限値	規制基準	
			最大	最小	平均			
排 ガ ス 濃 度	ばいじん	g/m ³	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04	
	硫黄酸化物	ppm	1.2	<1	1.0	－	－	
	窒素酸化物	ppm	16	<5	8	－	250	
	塩化水素	ppm	3.7	<1	1.6	－	－	
	水銀	μ g/m ³	8.9	0.8	4.9	－	50	
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0018	0.000052	0.00093	－	0.1	
	一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	20	1	10	－	－	
排 水 濃 度	下 水 道 放 流	水素イオン濃度	－	8.80	6.32	7.40	－	5～9
		生物化学的酸素要求量	mg/L	3.9	<1	1.9	1	600
		浮遊物質質量	mg/L	24	<1	4	1	600
		沃素消費量	mg/L	51	<1	22	1	220
		カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03
		シアン化合物	mg/L	0.3	<0.1	0.1	0.1	1
		鉛及びその化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.1
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.5
		砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1
		総水銀	mg/L	0.0022	<0.0005	0.0007	0.0005	0.005
		セレン及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.12	0.12	0.12	－	10		
溶 融 飛 灰 中 間 処 理 物	溶 出 量	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	－	－	－	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	0.19	<0.04	0.09	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.3
		総水銀	mg/L	0.0010	<0.0005	0.0006	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	0.14	0.084	0.12	－	0.3
	含有量	ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	1.1	1.1	1.1	－	3

表31 北名古屋工場 規制物質等測定結果（令和5年度）

項 目		単 位	測 定 結 果			定量 下限値	規制基準
			最大	最小	平均		
排 ガ ス 濃 度	ばいじん	g/m ³	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04
	硫黄酸化物	ppm	<1	<1	<1	－	－
	窒素酸化物	ppm	18	12	16	－	250
	塩化水素	ppm	4	1	2	－	－
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.000033	0.000027	0.000030	－	0.1
	一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	11	2	5	－	－

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。

注2：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

注3：北名古屋工場で発生した排水は、排水処理設備で処理し、工場内で再利用しています。

注4：北名古屋工場で発生した灰は、全て資源化しています。

表32 愛岐処分場 規制物質等測定結果(令和5年度)

項目		単位	放流水（河川放流）			定量下限値	排水基準	観測井No. 1			観測井No. 2			定量下限値	地下水等 水質基準	
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値			
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	7.5	6.8	7.0	—	5.8～8.6	7.3	6.8	7.1	6.3	6.3	6.3	—	—	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	0.9	<0.5	0.5	0.5	60	0.7	<0.5	0.6	16	0.9	7.2	0.5	—	
	化学的酸素要求量	mg/l	6.7	1.3	3.0	0.5	—	1.8	0.5	0.9	3.9	0.9	2.4	0.5	—	
	浮遊物質量	mg/l	2	<1	1	1	60	8	<1	2	2	1	2	1	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<1	<1	<1	1	30	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	—	
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	—	
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	—	
	亜鉛含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	—	
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.4	<0.1	0.1	0.1	10	0.60	0.60	0.60	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	—	
	溶解性マンガ含有量	mg/l	7.6	<0.1	2.3	0.1	10	0.17	0.09	0.13	0.03	<0.01	0.02	0.01	—	
	クロム含有量	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	—	
	大腸菌群数	(注2)	<30	<30	<30	30	(日間平均3,000)	2.0	2.0	2.0	7.8	7.8	7.8	—	—	
窒素含有量	mg/l	6.9	1.5	3.5	0.1	120(日間平均60)	0.37	<0.05	0.22	0.77	0.11	0.37	0.05	—		
燐含有量	mg/l	0.15	0.09	0.12	0.01	16(日間平均8)	0.011	0.011	0.011	0.020	0.020	0.020	0.003	—		
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005	
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01	
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	—	
	六価クロム化合物	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.5	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.05	
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01	
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	ジクロロメタン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	
	四塩化炭素	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.04	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	チオベンカルブ	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	
	ベンゼン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.01	
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.009	0.009	0.009	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	ほう素及びその化合物	mg/l	1.0	0.72	0.90	0.02	50	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	—	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	15	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	—	
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	5.8	0.08	1.6	0.05	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	—	
	アンモニア性窒素	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	—	<0.05	<0.05	<0.05	0.12	<0.05	0.06	0.05	—	
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 及びアンモニア性窒素	mg/l	5.8	0.10	1.6	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	ダイオキシシン類	pg-TEQ/l	0	0	0	—	10	0.056	0.048	0.052	0.047	0.047	0.047	—	1	
	その他の項目	塩化物イオン	mg/l	4,200	2,100	3,100	—	—	81	26	47	12	7.2	10	—	—
		電気伝導率	mS/m	1,300	720	980	—	—	44	26	33	14	12	13	—	—
ニッケル		mg/l	0.003	0.003	0.003	0.001	—	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	—	
フタル酸ジエチルヘキシル		mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ダイアジノン		mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カルシウム		mg/l	460	320	390	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注1：排水基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する排水基準等を、地下水等水質基準とは同省令で処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和5年度末における基準を示した。

注2：大腸菌群数の単位は放流水については「個/cm³」、観測井の地下水については「MPN/100ml」である。

注3：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表33 第二処分場 規制物質等測定結果(令和5年度)

項目			単位	放流水（下水道放流）			定量下限値	排水基準	観測井 I－1			観測井 I－2			定量下限値	地下水等 水質基準
				最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	7.1	6.4	6.8	—	5～9（5以上）	8.3	7.3	7.7	8.0	7.3	7.6	—	—	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	100	24	73	0.5	600（-）	—	—	—	—	—	—	—	—	
	化学的酸素要求量	mg/l	290	110	230	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	浮遊物質質量	mg/l	27	3	12	1	600（-）	2	<1	1	3	<1	1	1	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30（50）	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フェノール類含有量	mg/l	0.48	0.31	0.42	0.025	5（-）	—	—	—	—	—	—	—	—	
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	—	—	—	—	—	—	—	—	
	亜鉛含有量	mg/l	0.04	0.01	0.02	0.01	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.45	0.03	0.20	0.02	10（-）	—	—	—	—	—	—	—	—	
	溶解性マンガン含有量	mg/l	1.7	0.97	1.3	0.01	10（-）	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロム含有量	mg/l	0.02	<0.02	0.02	0.02	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
	窒素含有量	mg/l	94	54	83	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
燐含有量	mg/l	0.02	<0.01	0.02	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005	
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	0.005	0.004	0.005	0.004	0.003	0.004	0.001	0.01	
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	1,2－ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004	
	1,1－ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	
	1,2－ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
	1,1,1－トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	
	1,1,2－トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006	
	1,3－ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02	
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	セレン及びその化合物	mg/l	0.006	0.002	0.005	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.5	0.3	0.4	0.1	10	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.34	0.22	0.29	0.08	8	—	—	—	—	—	—	—	—	
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	0.3	<0.2	0.2	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	アンモニア性窒素	mg/l	11	6.8	9.0	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.000018	0.000018	0.000018	—	10	0.040	0.038	0.039	0.0025	0.0021	0.0023	—	1	
その他の項目	電気伝導率	mS/m	4,600	2,500	3,700	—	—	54	28	36	61	29	36	—	—	
	よう素消費量	mg/l	250	72	150	0.3	220（-）	—	—	—	—	—	—	—	—	
	カルシウム	mg/l	1,700	730	1,300	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和5年度末における基準を示した。

なお、排水基準のうち括弧内のものは、排水量が50m³/日未満の事業場に適用される基準値を示しており、このうち(-)は基準が適用されないことを示している。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表34 守山南部処分場 規制物質等測定結果(令和5年度)

項目		単位	放流水（下水道放流）			定量下限値	排水基準	観測井 A-2			観測井 A-3			定量下限値	地下水等 水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	8.4	7.3	7.9	—	5～9	7.1	6.4	6.7	6.7	5.9	6.2	—	—
	生物化学的酸素要求量	mg/l	100	8.4	24	0.5	600	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量	mg/l	16	8.3	13	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浮遊物質質量	mg/l	14	1	5	1	600	57	4	27	<1	<1	<1	1	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	—	—	—	—	—	—	—	—
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	—	—	—	—	—	—	—	—
	亜鉛含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.08	<0.02	0.05	0.02	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.14	0.08	0.11	0.01	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	窒素含有量	mg/l	50	21	36	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	燐含有量	mg/l	0.04	0.02	0.03	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	0.002	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.5	0.5	0.5	0.1	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.11	0.11	0.11	0.08	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	2.3	2.3	2.3	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/l	17	17	17	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.0073	0.0073	0.0073	—	10	0	0	0	0	0	0	—	1
その他の項目	電気伝導率	mS/m	170	48	120	—	—	28	18	24	17	14	15	—	—
	よう素消費量	mg/l	8.9	0.3	4.0	0.3	220	—	—	—	—	—	—	—	—
	カルシウム	mg/l	49	49	49	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和5年度末における基準を示した。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表35 船見処分場 規制物質等測定結果(令和5年度)

項目			単位	放流水（下水道放流）			定量下限値	排水基準	観測井 H-1			観測井 H-2			定量下限値	地下水等 水質基準
				最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	8.5	7.6	8.1	—	5～9	7.5	6.6	6.9	8.4	8.0	8.2	—	—	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	140	5.9	54	0.5	600	—	—	—	—	—	—	—	—	
	化学的酸素要求量	mg/l	32	14	21	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	浮遊物質質量	mg/l	4	<1	1	1	600	150	58	78	24	<1	4	1	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	—	—	—	—	—	—	—	—	
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	—	—	—	—	—	—	—	—	
	亜鉛含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.03	<0.02	0.02	0.02	10	—	—	—	—	—	—	—	—	
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.07	0.05	0.06	0.01	10	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
窒素含有量	mg/l	33	26	30	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
燐含有量	mg/l	1.3	1.0	1.2	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005	
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02	
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	ほう素及びその化合物	mg/l	1.5	1.5	1.5	0.1	10	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	1.6	1.6	1.6	0.08	8	—	—	—	—	—	—	—	—	
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	4.9	4.9	4.9	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	アンモニア性窒素	mg/l	22	22	22	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.000096	0.000096	0.000096	—	10	0.000023	0.000014	0.000019	0.0051	0.0015	0.0033	—	1	
その他の項目	電気伝導率	mS/m	650	490	590	—	—	3,500	2,700	3,000	1,700	1,200	1,400	—	—	
	よう素消費量	mg/l	6.7	1.7	4.4	0.3	220	—	—	—	—	—	—	—	—	
	カルシウム	mg/l	37	37	37	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和5年度末における基準を示した。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表36 大清水処分場 規制物質等測定結果(令和5年度)

項目			単位	放流水（下水道放流）			定量 下限値	排水基準	観測井 B－2			観測井 B－3			観測井 C			定量 下限値	地下水等 水質基準
				最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	8.5	7.6	8.1	—	5～9	6.5	5.9	6.2	6.0	5.3	5.6	6.5	5.9	6.2	—	—	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	120	10	34	0.5	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	化学的酸素要求量	mg/l	22	13	18	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	浮遊物質	mg/l	26	<1	4	1	600	9	<1	4	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	銅含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	亜鉛含有量	mg/l	0.06	0.03	0.04	0.01	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.18	0.04	0.10	0.02	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.11	0.01	0.06	0.01	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
窒素含有量	mg/l	47	25	38	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
燐含有量	mg/l	0.16	0.06	0.09	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005	
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	(注2)	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	(注2)	
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009	0.0009	0.0009	0.0005	0.01	
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02	
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01	
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.006	0.006	0.006	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.6	0.6	0.6	0.1	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.21	0.21	0.21	0.08	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	9.5	9.5	9.5	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	アンモニア性窒素	mg/l	11	11	11	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.18	0.18	0.18	—	10	0.0000072	0.0000072	0.0000072	0.0000084	0.0000084	0.0000084	0	0	0	—	1	
	その他の項目	電気伝導率	mS/m	340	170	250	—	—	13	9.4	11	15	12	13	11	9.0	10	—	—
		よう素消費量	mg/l	7.0	1.5	3.5	0.3	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カルシウム		mg/l	63	63	63	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和5年度末における基準を示した。

注2：シアン化合物及びポリ塩化ビフェニル（PCB）の地下水等水質基準は「検出されないこと」である。

注3：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表37 第一処分場 規制物質等測定結果(令和5年度)

項目		単位	放流水（河川放流）			定量 下限値	排水基準	観測井 D-1			観測井 D-2			定量 下限値	地下水等 水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	8.5	7.6	8.2	—	5.8～8.6	8.3	7.7	8.1	8.4	7.5	7.9	—	—
	生物化学的酸素要求量	mg/l	3.5	<0.5	1.3	0.5	20	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量	mg/l	10	3.3	6.7	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浮遊物質	mg/l	2	<1	1	1	10	7	<1	2	4	<1	1	1	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	—	—	—	—	—	—	—	—
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	—	—	—	—	—	—	—	—
	亜鉛含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.60	0.05	0.33	0.02	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	溶解性マンガ含有量	mg/l	0.28	<0.01	0.15	0.01	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	大腸菌群数	個/cm ³	15	1	8	—	(日間平均3,000)	—	—	—	—	—	—	—	—
	窒素含有量	mg/l	5.0	0.8	1.7	0.1	120(日間平均20)	—	—	—	—	—	—	—	—
燐含有量	mg/l	0.02	0.02	0.02	0.01	16(日間平均8)	—	—	—	—	—	—	—	—	
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	1.7	0.9	1.4	0.1	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.45	0.38	0.42	0.08	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	2.8	<0.2	0.7	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 及びアンモニア性窒素	mg/l	2.8	<0.2	0.7	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.000048	0.000048	0.000048	—	1	0.0000084	0.0000072	0.0000078	0.0010	0.00082	0.00091	—	1
その他の項目	塩化物イオン	mg/l	520	480	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気伝導率	mS/m	290	46	200	—	—	2,000	1,600	1,700	310	210	270	—	—
	カルシウム	mg/l	25	13	18	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1：排水基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する排水基準等を、地下水等水質基準とは同省令で処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和5年度末における基準を示した。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表 38 廃棄物処理手数料実績の推移

(単位：円)

年度 \ 区分		収 集 分	搬 入 分	計
ごみ (粗大ごみを除く。)	3	191,000	3,233,726,100	3,233,917,100
	4	148,500	3,365,843,300	3,365,991,800
	5	145,000	3,368,777,700	3,368,922,700
粗 大 ご み	3	434,552,750	—	434,552,750
	4	410,038,250	—	410,038,250
	5	400,048,500	—	400,048,500
浄 化 槽 汚 泥	3	—	2,429,537	2,429,537
	4	—	2,167,060	2,167,060
	5	—	2,070,775	2,070,775
仮 設 便 所 し 尿	3	44,477,500	—	44,477,500
	4	45,022,500	—	45,022,500
	5	48,757,500	—	48,757,500

表 39 産業廃棄物処理業者（令和5年度）

令和6年3月31日現在

許 可 区 分		許 可 件 数
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	積替・保管を含まない	2 4
	積替・保管を含む	1 0 7
産 業 廃 棄 物 処 分 業	中間処理のみ	1 0 3
	最終処分のみ	0
	中間処理・最終処分	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替・保管を含まない	5
	積替・保管を含む	1 0
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	0
	中間処理・最終処分	0
合 計		2 5 6

表 40 自動車リサイクル法登録・許可業者（令和5年度）

令和6年3月31日現在

登 録 区 分	登 録 件 数
引 取 業 者	3 1 9
フロン類回収業者	8 6
許 可 区 分	許 可 件 数
解 体 業	2 3
破 砕 業	7

表 41 市内で発生した産業廃棄物の処理状況（令和元年度推計）

（単位：千トン）

種類 \ 区分	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
燃え殻	10	8	0	2	0
汚泥	652	297	341	14	0
廃油	40	10	29	0	0
廃酸	182	1	181	1	0
廃アルカリ	453	4	449	0	0
廃プラスチック類	85	60	11	13	0
紙くず	11	10	0	0	0
木くず	102	94	2	6	0
繊維くず	1	1	0	0	0
動植物性残さ	12	8	3	0	0
金属くず	60	57	0	2	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	153	128	1	24	0
鋳さい	75	71	0	4	0
がれき類	998	956	5	37	0
特別管理産業廃棄物	36	9	22	5	0
その他	163	125	5	33	0
合 計	3,032	1,840	1,050	142	0

注1：令和2年度愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書の値である。

注2：その他量とは、排出事業者が保管した量などである。

注3：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表 42 市内の産業廃棄物処分業者の取扱実績（令和 4 年度）

1 産業廃棄物の取扱実績

(単位：トン)

産業廃棄物の種類	処分業の内容	中 間 処 理	最 終 処 分	計
燃 え 殻		19,248	0	19,248
汚 泥		133,432	0	133,432
廃 油		61,568	0	61,568
廃 酸		15,395	0	15,395
廃 アルカリ		38,948	0	38,948
廃プラスチック類		54,898	0	54,898
紙 く ず		1,794	0	1,794
木 く ず		111,689	0	111,689
繊維 く ず		3,093	0	3,093
動植物性残さ		1,443	0	1,443
動物系固形不要物		0	0	0
ゴ ム く ず		0	0	0
金 属 く ず		20,279	0	20,279
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		8,069	0	8,069
鋳 さ い		998	0	998
が れ き 類		234,105	0	234,105
ば い じ ん		95,664	0	95,664
水銀使用製品産業廃棄物		1,686	0	1,686
混 合 物		38,983	0	38,983
産 業 廃 棄 物 計		841,291	0	841,291

2 特別管理産業廃棄物の取扱実績

(単位：トン)

産業廃棄物の種類	処分業の内容	中 間 処 理	最 終 処 分	計
引 火 性 廃 油		13,931	0	13,931
腐 食 性 廃 酸		23,413	0	23,413
腐食性廃アルカリ		12,825	0	12,825
感染性産業廃棄物		0	0	0
特定有害廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		0	0	0
特 定 有 害 鋳 さ い		68	0	68
特 定 有 害 廃 石 綿 等		0	0	0
特 定 有 害 ば い じ ん		606	0	606
特 定 有 害 燃 え 殻		17	0	17
特 定 有 害 廃 油		141	0	141
特 定 有 害 汚 泥		462	0	462
特 定 有 害 廃 酸		2,340	0	2,340
特 定 有 害 廃 アルカリ		782	0	782
特定有害処分するために処理したもの		157	0	157
特別管理産業廃棄物 計		54,742	0	54,742
産 業 廃 棄 物 及 び 特別管理産業廃棄物 計		896,033	0	896,033

注1：処分業者の処分実績から集計した。

注2：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表43 産業廃棄物処理施設の設置状況及び処理能力

令和6年3月31日現在

産業廃棄物処理施設の種類の種類		施設許可件数及び処理能力		事業者		処理業者		公共		合計		許可を必要とする産業廃棄物処理施設の処理能力
		件数	能力	件数	能力	件数	能力	件数	能力			
中間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	19	1,582.9m ³	8	1,119.5m ³	0	—	27	2,702.4m ³	10m ³ ／日を超えるもの		
	汚泥の乾燥施設	0	—	1	160.0m ³	0	—	1	160.0m ³	10m ³ ／日を超えるもの		
	汚泥の焼却施設	0	—	0	—	0	—	0	—	5m ³ ／日を超えるもの、又は処理能力200kg／時以上、又は火格子面積2㎡以上		
	廃油の油水分離施設	0	—	8	560.0m ³	0	—	8	560.0m ³	10m ³ ／日を超えるもの		
	廃油の焼却施設	1	79.2m ³	0	—	0	—	1	79.2m ³	1m ³ ／日を超えるもの、又は処理能力200kg／時以上、又は火格子面積2㎡以上		
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	—	2	3,840.0m ³	0	—	2	3,840.0m ³	50m ³ ／日を超えるもの		
	廃プラスチック類の破碎施設	0	—	16	1,385.7t	0	—	16	1,385.7t	5 t／日を超えるもの		
	廃プラスチック類の焼却施設	0	—	0	—	0	—	0	—	処理能力100kg／日を超えるもの、又は火格子面積2㎡以上		
	木くず又はがれき類の破碎施設	0	—	30	15,847.9t	0	—	30	15,847.9t	5 t／日を超えるもの		
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	廃水銀等の硫化施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	汚泥・廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	産業廃棄物の焼却施設（上述の汚泥、廃油及び廃プラスチック類の各焼却施設を除く）	1	2.0t	0	—	0	—	1	2.0t	処理能力200kg／時以上、又は火格子面積2㎡以上		
	計	21		65		0		86				
最終 処 分 場	有害な産業廃棄物の埋立処分場（遮断型処分場）	0	—	1	240.4m ² 689.8m ³	0	—	1	240.4m ² 689.8m ³	全 施 設		
	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の埋立処分場（安定型処分場）	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	上記二つに掲げる産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分場（管理型処分場）	0	—	0	—	0	—	0	—	全 施 設		
	計	0		1		0		1				
合 計		21		66		0		87				

注1：中間処理施設の各能力は1日あたりの処理能力の合計を示す。

注2：最終処分場の各能力は上段は埋立面積、下段は埋立容積の各合計を示す。（いずれの最終処分場も埋立を終了している）

注3：件数は許可の件数を記しており、施設の実数はこれと異なる。

名古屋市告示第 180 号

令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和 6 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	752,613 t / 年
し尿及び浄化槽汚泥	28,348k1 / 年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取組を推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

法整備による拡大生産者責任の強化を求めるため、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働きかけ、2 R の取組を推進します。

(ア) 発生抑制の推進施策

協定方式による独自の「レジ袋有料化」を平成21年4月に全市拡大し、全国に先駆けて取組を進めてきました。レジ袋以外にもペットボトルを始めとした使い捨て飲料容器の削減を進めるため、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、市民の大量生産・大量消費型ライフスタイルの転換を促すための広報等を実施します。

また、近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動問題、資源・廃棄物制約問題に対応するために策定した「プラスチック削減指針」に基づき、使い捨てプラスチック削減の広報等を実施します。

食品ロス削減の取組として、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解を広げるための広報や、家庭で消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」を推進するとともに、飲食店等の食品ロス削減に向けた「食べ残しゼロ協力店」登録制度を引き続き周知拡大します。

また、10月の食品ロス削減月間には、食品ロスに対する理解と関心を深めるためのキャンペーン等を実施します。

さらに、生ごみの発生抑制の取組としては、生ごみの水切りを広く呼びかけるとともに、個人・地域での生ごみ堆肥化の取組を促進します。

(イ) 再使用の推進施策

フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう、民間事業者と連携したリユース事業を通し、意識啓発に努めます。

また、フリマアプリを利用したリユース家具等の展示・販売やアップサイクルの取り組みを通し、ものを長く大切に使う意識の醸成を図るとともに、定期講座の開催やリユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組を支援することで、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

さらなるごみ減量を推進するため、「分かりやすい・分けやすい分別区分の観点から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック資源の一括収集を令和6年4月から開始します。

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみのステーション収集を行うほか、プラスチック資源の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品（蛍光灯及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

さらに、集団資源回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

また、分別推進の取組みを着実に推進するため、分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開するとともに、各環境事業所に配置する分別推進員による周知・排出指導等を行います。

事業系一般廃棄物については、紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、段ボール等の資源化可能な紙類）、衣類・布類、金属類及び空きびんについては、集団資源回収等の市民の自主的な取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ^{ちゅうがい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（他の区分に該当するものを除く。）
発火性 危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（電池類に該当するものを除く。）
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物、蛍光管・水銀体温時計等、電池類及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・ 水銀体 温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの （1）蛍光管 （2）水銀体温計・水銀温度計
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資 源	（1）空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） （2）空き缶（飲食料用に限る。） （3）ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） （4）紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） （5）プラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチックのみでできている30センチメートル角以下の製品に限る。） （6）紙製容器包装・雑がみ （7）小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目のうち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥

	行25センチメートル以下のもの) (8) 充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの） (9) 食用油（植物性油に限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（以下「一時多量ごみ等」という。）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。

(イ) 事業系一般廃棄物

- a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は許可業者に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
発 火 性 危 険 物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不 燃 ご み	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食 品 廃 棄 物 等	残飯・野菜くずなどの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪 定 枝 葉 ・ 芝 草 等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

- b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45

リットル（スプレー缶類は1週間に付き20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
そ の 他 収 集 し な い ご み	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先 (注 6)	年間量	
市収集（注 1）	可燃ごみ （注 2）		市	全市域	週 2 回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	366, 521 t
	不燃ごみ				破碎施設		14, 879 t	
	粗大ごみ				月 1 回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	8, 870 t
	蛍光管・水銀体温計等				随時	拠点回収	△資源化施設	105 t
	電池類				週 1 回	無色透明の袋による原則各戸収集	△資源化施設	292 t
	環境美化ごみ				随時		破碎施設 埋立処分場	1, 324 t 10 t
	資源	空きびん			週 1 回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3, 503 t 9, 730 t
		空き缶				指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1, 206 t 1, 477 t
		ペットボトル			週 1 回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9, 924 t
		紙パック			週 2 回	拠点回収		
		紙製容器包装・雑がみ			週 1 回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	8, 031 t
		プラスチック資源				指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	29, 936 t
		小型家電・充電式家電				拠点回収	—	216 t
		食用油			—		50 t	
		許可業者収集			可燃ごみ （注 2）		許可業者	随時
不燃ごみ			破碎施設 埋立処分場	2, 716 t 52 t				
実験動物の死体等				△焼却施設	12 t			
食品廃棄物等 （注 3）				△資源化施設	25, 499 t			

自己搬入	可燃ごみ	排出者				焼却・溶融施設	58,364 t
	不燃ごみ					破碎施設 埋立処分場	5,594 t 3,094 t
	せん 剪定枝葉・芝 草等（注4）					△資源化施設	30,740 t

（注1）ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8時（中区は7時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物及び資源を排出する場合は、家庭で不要になった無色透明の袋も使用できます。

（注2）発火性危険物を含みます。

（注3）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注4）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注5）一時多量ごみ等は除きます。

（注6）運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者引き渡します。

イ 中間処理計画

（ア）焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	365,646 t
	発火性危険物 （使い捨てライター等）		137 t
許可業者収集	可燃ごみ		162,798 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		58,364 t
	不燃ごみ		52 t
焼却処理後	焼却灰		20,500 t

破 碎 処 理 後	破碎残渣		31,524 t
-----------	------	--	----------

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年 間 処理量
市 収 集	不燃ごみ	市	15,143 t
	粗大ごみ		9,037 t
	環境美化ごみ		1,349 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		2,737 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		5,542 t

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	617 t
	空きびん		13,233 t
	空き缶		2,683 t
	ペットボトル		9,924 t
	紙パック		28 t
	紙製容器包装・雑がみ		8,031 t
	プラスチック資源		29,936 t
	蛍光管・水銀体温計等		105 t
	電池類		292 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	10 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		31 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		3,034 t

焼却・溶融処理後	焼却灰	10,703 t
	溶融飛灰	5,402 t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物	395 t

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	480 t
	空きびん		13,023 t
	空き缶		2,512 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,712 t
	紙パック		25 t
	紙製容器包装・雑がみ（その他古紙含む）		7,814 t
	プラスチック資源		27,203 t
	小型家電・充電式家電		216 t
	食用油		50 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		105 t
	電池類		292 t
許可業者収集 （注１）	食品廃棄物等	許可業者	25,499 t
自 己 搬 入 （注２）	剪定枝葉・芝草等		30,740 t
焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	8,000 t
	溶融スラグ		39,032 t
	溶融メタル		8,259 t
	溶融飛灰		5,134 t

破 碎 処 理 後	金属回収	1,433 t
-----------	------	---------

(注1) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・熔融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600 t / 24 h
富 田 工 場	名古屋市中川区吉津四丁目3208番地	ストーカ式	450 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化熔融炉	530 t / 24 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	シャフト炉式 ガス化熔融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2軸せん断式 回 転 破 碎 機	20 t / 5 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	2軸せん断式 回 転 破 碎 機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	埋立容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252,590m ²	4,440,000m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町67番地	11,300m ²	96,000m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクルプラザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(イ) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	

三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶融飛灰
メルテック株式会社	神奈川県横須賀市長坂二丁目2番1号	
	栃木県小山市大字梁2333番地29	

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島131番地1	
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作236番1、240番1、240番6、243番1	
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山5024番地の4 外3筆	
株式会社エイゼン	愛知県半田市鵜ノ池町104番8	
株式会社バイオクラシックス半田	愛知県半田市松堀町60番1	
株式会社小枿屋	愛知県海部郡飛島村木場二丁目80番	

(ウ) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株 式 会 社 海 部 清 掃	愛知県あま市西今宿平割二 6 番地	使い捨てライター・ スプリングマットレ ス等
株 式 会 社 美 濃 ラ ボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195番地の 1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイク ル 株 式 会 社	愛知県稲沢市福島町沢西95 番地の 1	発火性危険物及び空 き缶
株 式 会 社 ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目 8 番	発火性危険物
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場 2 丁目 106 番地	蛍光管・水銀体温計 等
野 村 興 産 株 式 会 社	大阪府大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号	
	北海道北見市留辺蘂町富士 見 217 番地 1	
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場 2 丁目 106 番地	電池類
野 村 興 産 株 式 会 社	北海道北見市留辺蘂町富士 見 217 番地 1	
有 限 会 社 サ イ テ ッ ク	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一 色字襟44番地の 2	空きびん
循 環 資 源 株 式 会 社	愛知県豊田市貝津町西向畑 7 番24号	
株 式 会 社 中 西	愛知県豊明市栄町高根 103 番地	

大成金属株式会社	名古屋市南区忠次一丁目 8 番15号	空き缶
株式会社 石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若 20番地	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町 555 番地	
神鋼環境メンテナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック資源
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社 宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目 53番地	
株式会社 オノセイ	名古屋市南区弥次エ町 2 丁目31番地の 1	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井 3 番 5 号	ペットボトル及び紙製容器包装・雑がみ
株式会社 宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目 10番地	紙製容器包装・雑がみ
	愛知県清須市西堀江2460番地	
株式会社 藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号	
リメイキング株式会社	名古屋市南区元塩町 6 丁目 16番 1	

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号地 1 番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	8,803kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		19,545kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し 尿	150kl／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200kl／日	

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分		処理方法	年 間 量	
			市内発生	市外発生
許可業者 収 集	食品廃棄物等 (注1)	飼料化※1	4,300 t	1,700 t
		堆肥化※2	15,330 t	365 t
自 己 搬 入	焼却灰等	溶 融		17,377 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		622 t
	剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 砕※3	30,740 t	260 t
	廃エアゾール製品 等	圧縮		13 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注3) ※1、※2、※3はそれぞれ「中部有機リサイクル株式会社」、「株式会社ケミカルフォース」、「名古屋港木材倉庫株式会社」において処理します。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	617 t
	空きびん		9,730 t
	空き缶		481 t
	紙製容器包装・雑がみ		1,446 t
	蛍光管・水銀体温計等		105 t
	電池類		292 t
市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼 却	189 t
許可業者収集	実験動物の死体等	焼 却	12 t

	食品廃棄物等（注）	資源化	5,869 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	10,000 t
		資源化	8,439 t

（注）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市の人口

令和6年4月1日現在

区 名	面 積	世 帯 数	総 数	一世帯当たり人員
全 市	326.50 k m ²	1,162,340 世帯	2,322,143 人	2.00
千 種 区	18.18	88,733	164,338	1.85
東 区	7.71	48,292	86,952	1.80
北 区	17.53	81,416	160,648	1.97
西 区	17.93	77,444	150,951	1.95
中 村 区	16.30	78,726	140,404	1.78
中 区	9.38	71,329	100,525	1.41
昭 和 区	10.94	56,199	107,977	1.92
瑞 穂 区	11.22	52,492	107,448	2.05
熱 田 区	8.20	35,262	67,103	1.90
中 川 区	32.02	104,263	217,185	2.08
港 区	45.69	65,298	140,351	2.15
南 区	18.46	63,261	130,914	2.07
守 山 区	34.01	77,470	176,145	2.27
緑 区	37.91	104,875	247,442	2.36
名 東 区	19.45	77,559	161,519	2.08
天 白 区	21.58	79,721	162,241	2.04